

第4回鴨川府民会議 概要

第1 日時 平成20年11月28日（金曜日） 午後1時30分から4時30分まで

第2 場所 京都府公館レセプションホール

第3 出席者

【公募、有識者メンバー】

金田章裕（座長）、内田正明、大牟田英子、河野真典、北村保尚、菅恒敏、杉江貞昭、田中真澄、土屋義信、土居好江、中村桂子、西村淳暉、平石達生、細田茂樹、堀正勝、三谷桂和（敬称略、座長以外五十音順）

【行政メンバー】

京都市 山本和夫（建設局建設企画部担当部長）、塩見徹也（保健福祉局生活福祉部地域福祉課保護担当課長）

京都府 関正典（京都土木事務所技術次長）

【意見者】

本田次男（敬称略）

【事務局（京都府）】

神敏郎（建設交通部長）、森吉尚（建設交通部理事）、林田薫（建設交通部河川課参事）ほか

【一般傍聴 2名】

【報道機関 4社】

第4 内容

1 開会あいさつ

○事務局（森）

皆様、大変長らくお待たせいたしました。本日は大変お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから「第4回鴨川府民会議」を開催させていただきます。本日の進行役を務めさせていただきます、京都府建設交通部

河川課の森でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、京都府建設交通部長の神よりごあいさつを申し上げます。

○事務局（神）

失礼します。ただいま紹介がありました、京都府建設交通部長の神でございます。本日は第4回の鴨川府民会議にご出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

鴨川条例の規制が本年4月からスタートいたしまして、花火とかバーベキューのピークであります夏をやっと終えまして、皆様の協力のもとで、何とか規制も順調に推移しています。大変ありがとうございます。この夏以降につきましては、バーベキューとか、あるいは打ち上げ花火等の指導がほとんどなくなってまいりまして、やっと一息ついたところでございます。ただ、引き続き、条例の効果が上がりますように、今後ともしっかりと努めていきたいと思っております。

さて、今回の鴨川府民会議は、京都府が長年抱えてまいりました課題の一つでもあります中州の管理などにつきまして、皆様からご意見をいただきたく思っております。そのほかの提案議題も含めまして、活発な意見交換をお願いしたいと考えてございます。

去る9月27日に、鴨川の上流域、中流域の現地調査を実施しましたところ、多くのメンバーの方々に参加いただきました。大変ありがとうございます。また、志明院の住職でいらっしゃる田中真澄さんには大変なご厚意にあずかりまして、まことにありがとうございます。心からお礼を申し上げたいと思います。

鴨川が多くの人々に愛されて世界に誇る京都の宝として次の時代に引き継がれていきますよう、活発なご議論をお願いいたします。本日はよろしくお願いいたします。

○事務局（森）

続きまして、本日出席の行政メンバーをご紹介します。

京都府京都土木事務所技術次長の関正典さん。

○関

関と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（森）

京都市建設局建設企画部担当部長の山本和夫様。

○山本

山本と申します。よろしく申し上げます。

○事務局（森）

京都市保健福祉局生活福祉部地域福祉課保護担当課長の塩見徹也様でございます。

○塩見

塩見でございます。よろしくお願ひいたします。

○事務局（森）

なお本日は、川崎雅史様、楠田恭一樣、金剛育子様、サリー・マクラーレン様、新川達郎様、二條雅莊様はご欠席でございます。また、丸毛様は少しおくれて到着するご予定でございます。

続いて、京都府の出席者をご紹介します。神建設交通部長。

○事務局（神）

よろしく申し上げます。

○事務局（森）

私、建設交通部理事の森でございます。そのほか、関係職員が出席しております。

議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきたいと存じます。お手元に議事次第が一番上にあろうかと思ひます。続きまして出席者名簿、そして資料の一覧を示しました一枚もの。資料1-1といたしまして中州に関する資料。資料1-2といたしまして野鳥の会のほうからご提供いただきました鳥類の資料。それから、資料2-1といたしまして「ホームレス数の推移」というのが一番上に来ました資料。資料2-2といたしまして「京都市におけるホームレスの状況について」、京都市のほうからご提供いただきました資料。資料2-3といたしまして「きょうと夜まわりの会」からご提供いただきました資料。それから、資料3-1といたしまして「鴨川条例規制条項施行後の状況について」。資料3-2といたしまして「『鴨川四季の日』について」。いずれも一枚ものの資料でございます。

それぞれお手元のほう、不備等ございましたら、会議途中でも挙手をいただきましたら事務局のほうで参りたいと存じます。今の点で、特にそろっていないというものがございませうでしょうか。よろしゅうございませうか。それでは、また事務局のほうにご指摘をいただければと思ひます。

なお、先ほど、丸毛様がおくれてお見えになるというご紹介をさせていただきました

が、改めて急遽ご欠席されるということでご連絡をいただきましたので、ご紹介申し上げます。

それでは、早速議事に入らせていただきますが、議長は座長にさせていただくこととなっております。金田様、議事進行をよろしくお願い申し上げます。

2 意見交換

(1) 鴨川の中州・寄州について

○金田座長

それでは、早速議事に入らせていただきます。本日準備しております次第のところを書いてございますが、意見交換は2つのテーマにつきましてお願いしたいと思っております。まず、2の(1)でございます。「鴨川の中州・寄州について」ということでございます。当たり前のことですが、中州というのは鴨川の川の中にあるもので、寄州というのは岸に寄っておるのだそうであります。そういうものですが、鴨川につきましては、非常に皆さんが関心の深いテーマでございますし、私、しばしば時間配分をうまくやれないのですが、本日、できるだけたくさんのメンバーの方にご意見を承りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますが、第1議題のほうにつきまして、事務局のほうから資料の説明をお願いいたします。

○事務局（林田）

それでは、資料のご説明をさせていただきます。

資料番号1-1をごらんいただければと思います。これは「中州の経年変化」を航空写真であらわしているものでございます。橋の名前が入っているともう少しわかりやすかったのですが、右側が上流になります。ちょうどこの絵でいきますと14.8k、距離標でいくと右から3番目のところにありますが、これが北山大橋になります。それで下流側に植物園が広がっておりまして、14.0と13.8の間、ここが北大路橋という位置関係でござんいただければと思います。

一番上の航空写真が昭和59年2月に撮影をしたものです。この当時は、中州につきましてはほぼ毎年整正をしておりましたので、ほとんど中州は見えていない状況がござんただけかと思えます。真ん中にありますのが平成9年3月の航空写真です。上から10年後ということで、見ていただいたとおり。少し緑に、これ実は塗ってはいるのですが、こ

こは草が生えている状況です。一番下がさらにその10年後ということで、平成16年10月の航空写真です。これを見ていただきますと、この緑の部分、いわゆる草が生えている中州の部分ですが、川のかかなりの面積に広がっているという状況がごらんいただけるのではないかと思います。

その裏面に、少し拡大をしたものをつけております。これが出雲路橋の上流ですね。同じように昭和59年、それから平成9年、そして平成16年の航空写真を少し拡大してごらんいただきやすいようにしております。昭和59年、少し茶色に見えておりますところ、これが草の生えていない、裸地と呼んでおりますけれども、一応中州があります。それで、平成9年3月。ここは少し処理をした関係で、何もない状況が見えると思います。その数年後、平成16年にはもう一面緑の中州が発達している、そういう状況がごらんいただけるのではないかと思います。

右下、これは出雲路橋から上流に向けて、少し平面的に撮影をしたもの、ことし平成20年8月の状況。航空写真だけではなくて、少し平面的な写真も1枚つけさせていただいております。これが中州の状況、あるいは経年変化というところで写真で見ていただいたものということになります。

次の資料ですけれども「中州管理の方針(案)について」ということで、1枚にまとめさせていただいております。まず、上の表ですけれども、鴨川を3つの区間に分けて考えております。上に桂川の合流点、一番南側から七条大橋ですね。距離にしますと、ちょうどゼロ地点から7.6kmの区間ということになります。次に、区間でいいますと七条大橋から二条大橋までの間。そして、二条大橋から柘野堰堤、上流に向けての区間。この3つに分けて、中州管理について考え方、方針案をまとめたものということで、中州管理につきまして、きょうご意見をいろいろいただくための、こちら側からの考え方を一つ示させていただいたものということで、これから説明をまいります。

まず、状況についてご説明をしておきます。上の表の真ん中から右側の部分になりますけれども、一番南側の区間、合流点から七条大橋までの関係でいいますと、河床は低下傾向にあるという傾向をご理解いただきたいと思います。それで、治水上あるいは土砂管理上の課題ということでは、ここの部分につきましては、整備計画の議論も今進めているところでございますけれども、まず河床掘削を行って、河積、水の流れる断面を拡大していかなければならない。そういう区間であります。

それで真ん中、七条から二条の間ですけれども、こちら河床は低下傾向にあるとい

うことですが、これも整備の計画の話も絡んでくるのですけれども、まず洪水を流すための断面に余裕のない区間です。堤防のない区間であるのですけれども、非常に余裕がないところということで、水の流れる面積、断面を減らさないような日常的な管理が必要な区間ということをご理解をください。

それから、二条大橋から上流の部分ですが、こちらは逆に河床は上昇傾向にあると。課題につきましては、断面的には流下能力があってということなのですが、自然の攪乱がなく、乾陸化、陸地化が非常に進行をしている区間です。「激変緩和のための定期的な土砂管理」、これは流下能力ということではなくて土砂管理上の管理が必要だと、そういう区間になっているわけです。

次に「中州管理の方針（案）」。下の表のところに書いておりますけれども、まず下流の区間の部分につきましては、先ほども少し申し上げましたが、これから鴨川の整備にあわせまして、河床掘削というのを下流から順次実施をしていく。当然、中州というのもその河床掘削によりまして取っていく、そういう区間です。

それから、七条から二条なのですが、先ほども区間の特徴で申し上げましたように、非常に河積に余裕がない区間でありますので、この部分につきましては、土砂の堆積が認められましたら、その都度河床整正を実施していくという方針にしております。

上流部、二条大橋から上流の部分につきましては、先ほど写真でも見ていただきましたけれども、以前中州の管理をしておりまして二十一年が経過をしていると。今の非常に進行した中州の状況がありますので、これから大体おおむね10年程度のサイクルで河床の整正を実施していく。それから、細かなところはこれからまだいろいろ調整は必要かもしれませんけれども、この区間、橋が14橋ありますので、おおむね1橋から2橋の区間ずつ、環境に影響のない季節、ここには「3月 or 9月」と書いてありますが、そういう季節に河床整正を実施していく。整正の方法等の詳細についてはまたご意見をいただきながら、試行錯誤を繰り返しながら進めていくことにしております。高野川につきましても、同じような管理を行っていただければと思っております。

ちょっと備考欄のほうにも書いておりますけれども、上流のほうは水量が非常に少なくなっております。全面的に整正をいたしますと、非常に水深が浅くなってしまいます。そういうこともありますので、場所にもよりますが、整正の範囲ですとか形状、こういった細かなところにつきましては、先ほども試行錯誤と言いましたけれども、いろいろな方法を試しながら、影響も見て、そしてその中で改善をしながら進めていくというよ

うなことで、今、方針案というものを考えております。

今のお話、非常にざっとした話ではありますがけれども、こういう方針案につきまして、ちょっと皆様のご意見をいろいろお伺いしたいと思っております。

○金田座長

はい、ありがとうございます。「鴨川の中州・寄州について」と議題にはなっておりますが、単に中州といっても寄州も含むのだというように、とりあえずはお考えいただきたいと思います。

○事務局（林田）

済みません、先ほど中州と寄州につきましては座長のほうから、簡単にその違いをお話しいただきましたけれども、もうここではあわせて中州ということで取り扱いをしていただければ。

○金田座長

そういう理解のもとでお願いをいたします。特に区別する必要があるときには区別していただいたらいいのですが、区別せずに中州と言った場合には、寄州も含むとお考えいただきたいと思います。

この中州の実態につきましては、このような航空写真でござんいただくほかに、この部屋の入り口のところに大変きれいな写真が3枚ほど並んでいたかと思えます。中州がない場合の写真と、あるところの写真と並んでおります。人によって評価は少しずつ違うとは思いますが、そういう状況で、また、もしござらんになっていなければ、お帰りでもござんいただければと思えます。

その中州につきまして、日本野鳥の会の京都支部で副支部長の中村さんのほうが資料をつくっていただいております。ちょっとご説明をお願いできませんでしょうか。

○中村

日本野鳥の会京都支部の中村と申します。

これはただ、鳥の名前が並んでいるだけの資料でございますが、資料の説明ではなくて、中州に関する意見を言わせていただいてよろしいですか。

○金田座長

はい、どうぞ。

○中村

水辺というところは、どこよりも多様な生物が生息する場所です。それは皆さんも御

存じだと思えます。そして、その中州等に多少の草などが生えたりしますと、この資料に示されているように119種類もの野鳥の生息が確認されるということになります。これらの鳥が、そこを餌場にするわけですね。また、えさだけではなく、外敵から身を守るということを野鳥は一番に考える必要がありまして、ある程度は草の高さも必要な訳です。そして、何よりも野鳥にとっての中州は重要な休息の場所であるということがわかってきております。もし、これらの中州、寄州がなければ、このように119種類もの野鳥が鴨川にやってくることはなかったかもしれません。

平成9年に河川法が改正されまして、それまでの治水、利水に加えて、河川法の中に環境の保全というのが入りました。生物が棲みやすい環境を残していこうではないかというふうに変ったわけです。そこで、改めて野鳥の会でも深く河川とかかわるようになったのです。冬になったら必ずやってくる渡り鳥に配慮した中州の除去や除草の問題について、京都府さんに提言をさせていただくようになりました。

野鳥にとっては、4月から6月にかけては大切な繁殖期になります。草が生えているところや石ころの上に小さな卵を生みひなを育てます。河川整備については繁殖期の時期を避けていただきたい。また、10月の後半になると北の国から多くの冬鳥が渡ってくるわけですね。渡ってきたとき、餌場として、外敵から身を守る場所として、そして何よりも休息の場所としての中州や草が少しでも残されていたら、渡り鳥たちは安心して鴨川に帰ってきてくれると思えます。

草の刈り残しについてもわずかでいいのです。全て刈られてしまった中州であれば、餌もなく、隠れる場所もなく、野鳥にとっては棲むところがなくなってしまいます。数10センチでもいいのですが、それだけでも残しておいていただくと、秋には草が適当な長さに育っております。今も京都府さんのご配慮のおかげでカモたちがたくさん渡ってきております。一冬をその中州の廻りで過ごすことになっていると思えます。

以前、皆さんと一緒に鴨川の現地調査をさせていただいたとき、上賀茂のあたりの中州の発達のごさには、ちょっと驚きました。私たちもあれでは鳥も住めないのでは、と思いました。もしも、その中州を除去されるのであれば、寄州側の部分を取っていただいて、水の流れをよくし、できれば野生生物が安心して住めるように、真ん中の部分の中州は、残しておいていただけたらありがたく思います。

中州を取ったり、急に草を切ったら「野鳥の会に言うぞ」などと市民の方から言われることがあり「野鳥の会はそういうことを考えているのですか」と仰います。それは大分

誤解があると思うんですね。また、治水に関する河川整備事業等の実施については、時期、その他野生生物に対する配慮等について、野鳥の会の意見に多少は耳を傾けていただけるとありがたいなと思っております。

それと、最後に1つ。よく、ごみがひっかかるから中州を取ってしまったほうがいいというご意見をお聞きすることがあります。でも、これは問題が違うと思うんです。ごみがひっかかるから中州を取ってごみを下流に流せばいいというものではないと思います。ごみの問題と中州の問題は別に考えていただきたいと思っております。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。そういうことで、大変膨大な表をいただいております、中には私も知らない野鳥の名前もあるのですが、この野鳥のたくさんのもので、簡単に言ひまして、ちょっと特徴などがありましたら、全体として。

○中村

これは、鳥類目録という、日本において鳥類を整理するときの正しい順番に沿って並べてあります。私が鴨川において探鳥会、観察会をやり始めてから8年になるのですが、その際の出現鳥を並べたものです。カイツブリに始まり、カモ、シギとか、そして猛禽類なんかも出ています。

カイツブリという水鳥は水草を食べており、常に水の上で泳いだり潜ったりしております。カモも水草を食べております。シギの類は、どちらかというところが多い中州みたいところ、干潟っぽいところが好きな鳥でして、水生昆虫なんかを主に食べております。あと、ハトとかカラスとか。フクロウなんかも夜になると声が聞こえますね。ツバメなんかは水生昆虫、カゲロウの幼虫なんかを食べております。そういうふうには、鳥の種類によってえさが違うんですが、これらはすべて水面、水際で採餌をしております。

1つおもしろいこととして、水鳥はクチバシを見ていただいたらおよそのエサがわかります。細い小さいクチバシをしているのは昆虫を好んで食べています。カモのように平たいクチバシをしているのは主に水草を食べています。

○金田座長

ありがとうございます。たくさんの鳥類が生息しているということと、絶滅危惧種が多いというのが驚くべきことなのですが、私などはちょっと不謹慎ですから、おお、カモは食べてもいいのかなとかいうふうになってしまうのが、これが凡人の性であります。カ

モ鍋が大好きなものですから。ちょっと余計なことを申しますが。

それは別にいたしまして、こういった形でたくさんの鳥類も生息していると。ただ、今ご指摘にありましたように、渡りの期間とか繁殖の期間というような期間に注意をしていただくことと、選択的に除去をするような方法をとっていただくというのが、もし中州の除去をするときには必要なのではないかというご指摘をいただいております。

それから、府のほうとしては、大ざっぱに言いまして、上流、中流、下流の3区間に分けて取り扱いを考慮する必要があるというようなこと、具体的なこともちよっとご提案いただいておりますけれども、そういう形でございます。実は、本日も午前中に鴨川の整備のほうの委員会がございまして、そこでも話題にはなっておりましたが、この鴨川府民会議のご意見もお聞きしながら進めていきたいというようなことでございます。それで、このメンバーの方々のいろんな意見を承りまして、それをまた反映するようにしたいと思いますが、どうぞそういうことで活発にご意見をいただきたいと思います。意見でも質問でも何でも構いません、どなたからでもどうぞ。

○菅

委員の菅と申します。きょうの報告を受けまして、何らかのアクションをかけないといけないということはよくわかりました。野鳥の会からも今、中州を残して寄州を除去するとか考慮してほしいということですが、そういうやり方をどうするかということになってくると思うんです。

実は私、ことしの1回目の下流のほうの鴨川の視察のときにずっと行ってまして、たまたま一緒におられた方と話ししながら見ていたのですけれども、そのときに感じたことです。鴨川の用途をある程度限定していったほうがいいのではないかと。ただひたすらにすべて野鳥のために中州を残すとか、あるいは草を刈ってしまうとかではなくて、あるところは、例えば下流のほうだったら防災上の配慮が要ると、町中の市街地だったら観光のそういうののために、もう中州も寄州も全部排除してきれいにするとか、あるいは上流のほうに行くと、野鳥のために中州と寄州を残すとか、用途によってそのやり方がいろいろ考えられるのではないかと思うんです。全部一律にやってしまうのではなくて、何か用途用途に配慮しながら計画的にやっていく必要があるのではないかなと思います。全部一律に同じようにやっていくのではなくて。そしたらまた、鴨川の、非常にたくさん利用されていますけれども、たくさん利用されている、そういった理に適ったやり方で調整ができるのではないかと思います。

ですから、こういうことをやっていくということも必要だと思いますし、大切だと思うのですが、まず鴨川の全流域、用途を、どこをどういう用途に使うかということはある程度策定していくのが先決ではないかなと思います。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。はい、どうぞ。

○堀

堀と申します。西賀茂橋のちょっと下流のところの鴨川沿いに住んでいますけれども。先ほど、中州とごみとは関係ないと言われましたけれども、中州があるとごみを捨てても目立たないんですね。この間、草を刈られたらごみが随分出たと。川をきれいにするには、やっぱり汚すとすぐ目立つようにしておく必要があると思います。中州がいっぱい大きくなると、ごみを捨てても平気になる。それが人間の心を、ごみを捨てても平気にさせてしまうのが非常にまずいと思っています。

西賀茂橋の下流の辺は、川幅の9割が中州になっています。中州というのか、寄州というのか、もう川幅、ほんのちょっとだけしか流れない。その辺になりますと、上賀茂の山が川のすぐ東側にあるんです。西側もすぐ山なんです。鳥は山に巣をつくって、山から川にえさをとりに来たりできるわけです。ですから、必ずしも中州がなくても鳥は。それから、木にいっぱい実がなって、今最近、落ち葉とかなって、黄色くなると、鳥は木の実を食べているんですね。随分鴨川の木に鳥が来て、今盛んに木によって、何十羽という。割に大きなエノキの木があるのですけれども、エノキの木によって、この鳥、この鳥いうて違う鳥が来ては木の実を食べています。30mぐらいの大きなエノキなんです、2本あって。

ですから、僕は川の話のときに、中州とかが非常に大きな問題になっていますけれども、鴨川をきれいに子孫に残すには、周りに木をもっとたくさん植えて美しくする必要があると。随分枯れている木、ないしは弱っている木、植えかえられて小さくなっている木があると。鳥は、大きな木の実を随分食べていると思います。ある程度鳥がふえると新芽を食べてしまうんですね。新芽を食べるときに、このぐらいの枝も一緒に食べてしまって、木の下にこれぐらいの枝が春先には随分落ちているんです。鳥がある以上ふえてしまうと、木が枯れるんですね。新芽を摘むときに枝まで突ついてしまって枝が下に落ちている。ですから、鴨川の持っているキャパシティの範囲内で鳥がいればよいと思います。 balan

スを崩して、必要以上にふえると、やっぱり鴨川が汚くなると思います。中州も然りだと思えます。

先ほど、二条大橋から柘野までのところで「上流ほど水量が少なく、全面均一に整正を行うと水深が浅くなりすぎる」とありますけど、10cmでも流れて全面的にきれいに流れていけばいいのではないかなと思うのですけれども、浅くなり過ぎて何か問題があるのかというのが、ちょっとよくわからない点です。

それから、20年すると陸地化するというところで「10年程度のサイクルで」と書いてありますけれども、余り期間を延ばすと環境による変化が大き過ぎるので、もう少し再々行ったほうが変化が少なくていいのではないかなという気はします。

○金田座長

はい、ありがとうございます。要するに、バランスとか急激な変化とか、そういったことに十分ちゃんと配慮しながらやるべきだというご意見と、それから先ほど、川の用途をちゃんと考えるべきだというご意見をいただいておりますが、ほかに何かございませんか。どうぞ。

○内田

この資料についてちょっとお伺いします。これは3つに分けておられますけれども、下流側の七条大橋までと、それから二条大橋までの課題というのを見ますと、結局は中州は発生させないということによろしいのでしょうか。管理すると、除去すると。それから、中州、寄州の問題は、二条大橋から上のほうで考えたらよいというふうな管理方法と。

○金田座長

どうぞ。説明をお願いします。

○事務局（森）

先ほど、金田座長様のほうからご紹介がありましたが、午前中も河川整備計画の検討ということと並行して進めておりまして、その中で、今の鴨川の治水対策として整備のあり方というのを検討しています。鴨川の現状、洪水に対してどこが一番危険か。現状ですね。それを未然に防ぐためにどういう対策が必要かと検討している中で、下流が一番危ないという評価でございまして、ここについてはさらに川底を切り下げて、川の断面積を広げる必要があると。

次に危ないのが中流域なんです。中流域については、川の断面積を広げはしないのですけれども、現状ぎりぎりの状態であるというような評価をしておりますので、それを狭

めるような、あるいは部分的に中州ができるということは、結局部分的に非常に危ないところと、それからそうでもないところが混在するということではございますので、そういう状態も、もうぎりぎりの状態で許される状態ではないので、日常的に管理をしていこうということ、これは技術的にいろいろ検討いただいて、こういう評価をいただいたというところではございます。上流につきましては、そういう面では、治水上はまだ断面に余裕があるということなんです。

一方で土砂管理、それぞれ落差工というもので段々に区切ってありますが、あるところにたまり過ぎますと、非常に大きな洪水が来たときに、その土砂が一気に下のほうに流れていくことになります。たまり過ぎる度合いが、もうどんどん、今たまる一方という状態ですので、その土砂管理の面から、激変緩和のために、一定のところまでたまったらそこで整正をするということが、都市部における落差工の管理としては必要なのではないかと、この表にありますような課題の評価を書かせていただいたというところではございます。

それで、中流、下流の、要は中州をつくらないという方針かどうかということにつきましては、中州のできやすさというのも一方で検討しております、そういう観点からは、下流については自然の状態ですんなりに中州がどんどん発達するという、今既にそういう状況ではありません。その中で、さらに河床を切り下げるということをやりますので、上流にあるような、こういう陸地化するような中州の発達、今後の整備を進めていけば起きてこないだろうというふうに予測しております。

中流域については、場所によるのですけれども、一部今でも少し中州が発達しているところがございますし、そういったところが局所的には出てくるだろうと。したがって、そういう堆積が認められ次第やっていくということをししないと、部分的に川の断面積が足りないようなところが出てくるというふうに判断しております。

○内田

ありがとうございます。

上流側のことだけに限りますけれども、個人的に言えば、川の自然を楽しむ観点から、やっぱり少し中州、寄州があったほうが楽しいなという気分でおることではございます。十分管理というか、この川は土砂が山から落ちてきてとかいうふうなことはなさそうな感じがします、ある程度楽しめる州を、まあ管理しながら、除去しながら育てるとか、育てるとか、維持するということ。とか、その案を実施していただきたいと思う

んです。

ただ1つ、今のこういうお話の場ですので、私どもはそういうことを伺って、安心して、中州はこんなものだなということになってくるのですけれども。一般に、河川の工事、府民の目から見ますと、あるとき突然に期間と工事名があって現実に始まってしまうと。これ、何が最終的にどんな姿になるのだろうかとか、そういう絵が思い浮かばないというのが往々というか、ほとんどそうなんです。ただいま、現在でも、申しわけないのですが、出雲路橋のところのほうから上のほうも工事していただいているのですけれども、さてあれは最終的にどんな姿になるのかというのは、現地にはさっぱりわからないというふうな状況があります。特に中州といったものは、川の表情でもありますけれども、野鳥のほうとか、いろんなバランスがありますので、長い期間だったらいろんな修正もあると思いますので、全体でどのような姿にするつもりなのかというのを明らかにして、具体的にどこかに掲示するとか、そういうことをして川を管理するということがいいのではないかなと思います。

○金田

はい、どうぞ。

○土居

土居でございます。今、中州を楽しむというようなお話でございます。行政サイドからは治水管理という観点。私は、鴨川の歴史を見ますと、約150回の洪水があったというふうに文献には出ています。その150回の洪水がどのような形で起こってきたのか。それは調査するというのは大変なことではございますが、その洪水があった状況と、室町時代の末期に、洛中洛外図の中に、五条橋のところの中州というよりも中島があったという洛中洛外図を私は拝見したことがございます。そこには、その中島に人々が橋で渡って楽しんでいる様子が、その洛中洛外図に描かれておりました。私は、この鴨川の中州を考えるときに、ただ単に治水とか土砂対策、土砂管理ということよりも、もう一方で、京都府民が鴨川とどう親しんできたのかという一つの歴史も加味しながら、ぜひ中州のあり方についてはご検討いただきたいということを思っております。

○金田座長

はい、ありがとうございます。

○杉江

それぞれ委員の方々のお話から出ておまして、なるほどと思っておったんです。や

やはり流域によって中州、寄州の問題ですね。当然ですけれども、基本的に私は寄州、まあ含めて中州という話が出ていましたけれども、あえて両岸で、左岸、右岸に接続している州ですね、それは私は基本的にはまず要らないと思っております。自然保護的な見地から、野鳥が毎年鴨川にやってくると、巣づくりをしたりするというのは当然わかります。そこで、やはり左岸、右岸に直接接続されている州の場合、人が入ったり野犬が入ったりして、恐らく子育ては無理やろうというようなこともありますし、あえて言えば、左岸、右岸の州はないほうが良いと感じます。

そして流域によって、特に上流域の関係ですね、上流に行けば行くほど、少しでも自然に近い状態という形になると思うのですけれども、中州についてもやはり舟形の、流線形したような間隔の州を交互に持って行って、ある程度景観面にも配慮した、そしてまた水も流れやすいような状況をつくっていくのがいい方法かなと思っております。

ここ昨今特に、中州も寄州もそうなのですけれども、今の落差のほうの小堰堤みたいなものがありますね。あそこにかかっているところがございます。逆にそれを、両岸から寄州が寄ってきて川幅が狭くなるという状態もあります。やはり、鴨川の場合は落差がかなり高いですので、下流に行けば行くほど低いですので、水の流れを少しでも穏やかに、また緩やかにということで、約200mでスパンであるのですけれども、そういう中州、寄州が除去されて、その落差のほうから上流30から50mは一切何にもないようにして河床を少し掘り下げることによって、一たん水が穏やかに、また少々浅くても満遍に水が保たれている状況がつかれると思います。それは京都府さんの技術のほうの方々に、やはり見た目の風貌と実質面の治水問題、そして野鳥等の環境関係も共存できるような形ですね。

それと、先ほども委員の方がおっしゃったのですけれども、中州、寄州が余りにも伸び過ぎて、外からごみをほかしても見えないというのは事実です。我々はしょっちゅう鴨川のほうの掃除をしておりますけれども、外から見ただけではわかりません。もう草が生え放題のところ、中に入ればコンビニのごみ袋がまあ何とたくさんほかしてあることかと。そういう状態ですので、もともと、先ほど中村さんがおっしゃったように、ごみ問題と中州、寄州は別だと、当然別です。ほかすのは人間です。ただ、河川敷がきれいだと、このごろごみを、はっきり言ってほかす量が少なくなったのは事実です。ですから、現状、河川敷もそういう状態の中で、川の中の中州、寄州についても、やはりごみをほかさせないような雰囲気づくりというか、それが大事だと思います。

以前、手前どもが定期的に河川清掃しておるのですけれども、出雲路橋の右岸南、ち

ようど公衆便所より少し南に公園がございます。その当時、せっかくつくっていただいたのですが、木々がもう伸び過ぎて真っ暗やったんです、中が。そこの中を見たらもうごみだらけでね、皆そこに集中して集まりました。外から見えないですからね。慌てて私のほうが土木事務所に行って、もっと短くして明るくしてくれと。そしたら、ものの見事です。ごみは減って、そうさほど。ほかしづらくなったというかね。だから、やはり見られる、そういう意識というのを持ってもらうような形での環境づくりも大事だと思います。

確かにごみには勝手に川から生まれません。人の手でほかします。中には、一般家庭ごみもほかされていた時代もありました。それは現実、以前、鴨川の河川敷にごみ箱をたくさん置かれた時期がありました。それはもうすごいです。一般家庭ごみがほかされるのが。特に駅の近くね。すごい状況です。これはあかんと言って、本来、公園という位置づけもあるけれども、極力ゴミ箱を減らしてくれということを土木事務所をお願いして、途端にごみが減ったということもあるので、そういった悪影響にならないような環境づくりも考えていくべきだと、こう思っております。

以上です。

○金田座長

どうぞ、はい。

○細田

細田と申します。2点お願いします。

まず1点、これは質問ですが、そもそも中州というのはどういう原因でどういう理由でできるのか。基本的な質問なのですけれども、これをひとつ教えていただきたいということと、要するに自然的に言えば中州がどうしてもできるのであれば、先ほど歴史的という話もございましたけれども、どうしてもできるのであれば、取ったりできたりの繰り返しもさることながら、恒久的な中州というものを、デザイン的に、あるいは自然的に配慮した恒久的な中州をつくってしまって、それ以外は全部自動的に取ってしまうと、そういうような考えはできないのかなと思いました。

確かに歴史的に見れば、かつての、中世の鴨川は川幅も広く、なおかつ当然中は島になっていましたので、中世の鴨川と今の鴨川と一緒ににはできないものの、やはり川というものにそういう性質がある以上は、要するにデザインした中州を、恒久的な中州というものをつくってしまうというのを、ひとつ考えてもいいかなと思いついたのでお話ししました。

以上です。

○金田座長

事務局のほうで何かお返事ありますか。なければ。

というか、私も多少は川のことを知っているのですが、基本的に鴨川は上流は溪谷ですが、下流側は扇状地という、京都盆地の我々が乗っているところと同じ地形をつくった川で、ここは基本的に、ほうっておくと自然には網目状に流れまして。そして、そこにどうしても中州ができると。土砂がたまって中州ができて、それを回避しながら場所をいろいろ、ポイントを変えながら流れるというのが基本的なパターンなので、それが終わって九条あたりから下流側へいくと扇状地が終わりますので、川の性格もまた変わらして、中州ができにくい状態になっています。

それに、最近では河川の整備がかなり行き届きまして、上流に砂防ダムとかいろいろな施設ができておりますので、それで流れてくる土砂の量が相当変わっておりまして、少なくなっていて、その影響もありまして、中、下流域では河川の川の底、河床の堆積が少なくなっていて、むしろ少しほうっておくとえぐられるような状況もあります。上流はこれに異なりまして、依然として若干の堆積をしているというようなのが基本的な川のパターンだろうと思います。

ただ、私は固定的に中州をつくるというのが、確かに日本の中には、富山空港でしたか、川の中州につくった空港などというのがありまして、ああいうのはかなり固定しないと危ないと思いますけれども、そういった特殊な例を除けば、余り中州を固定するという発想はなかったように思います。できないことではないと思いますけど、つくと今度は河川の流れが不自然になりますので、ほかの無理がかかるのだろうというふうに思います。恐らく、一般的な説明で恐縮ですが、そんなような考え方になるのではないかと思います。

はい、どうぞ。手短にお願いいたします。

○堀

先ほど、この備考欄に「浅くなりすぎる」と書いてあるのですが、浅くなったら何が問題なのかというのが。僕は鴨川というと、せせらぎというイメージなんです。四条大橋の辺、せせらぎの流れがありますよね。浅い流れが、僕は鴨川というとイメージするのですけれども、だから浅くて当然ではないかなと思います。

それから先ほど、ちょっと言葉足らずだったのですが、中州より木と言ったのは、前の大きなエノキの木にいっぱい鳥が来るんですね。木の実を食べていると思うので

すけれども、やっぱりもう少し木を植えて、中州なしでも鳥が生息できるようにすべきではないかと。中州だけが鳥の生息場所ではないということ。

○金田座長

ありがとうございます。まず、ご質問にお答えいたします。

○事務局（森）

浅くなり過ぎると何が困るかというご質問ですけれども、これはまた皆様方のご意見を賜ればと思うのですが、まずは大きな魚とかが住めなくなります。それで、鳥とかのほうとかも、人口的に整正することはできるのですけれども、川の中の水深とかが、自然の力で変化しやすくなりますので、またすぐ陸地化とかが進行し始めるという面もあろうかと思います。

いずれにしましても、従来、20年前までは、河床整正ということで、一面の平にするというようなやり方をやっておったのですけれども、その後下水道整備とかも進んでおりますし、上流については若干、水量的にも減少傾向にあるというご指摘もあったかと思えます。これも、ですから選択肢の一つだとは思いますが、一面きれいにしてしまうと、全く州が見えなくなるようにしてしまうというやり方をした場合に、特に上流域については水深が浅くなって、またその陸地化がすぐに戻ってしまうというような傾向を招きやすくなるということ、それから、生物なんかの環境としても、余り水深の浅い、いわゆる平瀬という状態ですけれども、この状態が余り長い区間続くというのは、生態系とかへの配慮としても好ましい状態かなということ、備考としてご提案したということでございます。

昔の鴨川の状態は、砂州が発達しやすい川であるということで、中州も頻繁にあったかと思えますが、今と一番大きく違うのは、流路がどんどん変わっていつていると。今お住まいになられているようなところはほとんどもう川側のような状態にして、とても住めるような状態ではない。洪水のたびに流れの場所が、どんどん変わっていつている、それだけ暴れ川として激しい流れのところ、植物も定着し得ないということで中州はあったのですけれども、今のような植物が繁茂している、安定して育ち得るような状態ではなくて、ほとんど礫河原という状態で残っていたというふうに、昔の写真とかでは拝見しております。

したがって、昔も同じように中州はあったのですけれども、植物の生えぐあいとかは、少なくとも今とは違っていた。だから、景観とかも違っていたのだらうと。それで、浅瀬が続くという状態も、その当時は恐らくいろんな水深の、いろいろな流れが併存して

いるという状態で、この今の鴨川の形ができてから、しばらくの間はずっと人工的に毎年整正をしているんですけども、そういうような状態になったのは、昭和40年にこの大改修しておりますので、それからこの平成3年ですか、こういう河床整正は毎年やっていた期間までの間の鴨川の姿だったのではないかというふうに思います。

以上です。

○金田座長

はい、ありがとうございます。ただいまのお話でいろいろと。

○堀

ちょっともう1つだけいいですか。

○金田座長

はい、どうぞ。

○堀

今の話で、平成3年までは毎年されていたということで、何かやめられた理由はあったのですか。近所の人皆、昔はきれいだったのにとか今言うのですよね。

○金田座長

どうぞ。何か今のご質問は、その中州管理をやめた理由。つまり、20年前にやめた理由は何かあったのですかというご質問です。

○事務局（森）

そこまで徹底して管理やっておりましたときは、なぜここまでやる必要があるのかというご意見をむしろいただいていたこともあったように聞いております。それから、もう1つは、やはり余りにも画一的な環境だということで、環境の面から少し川に手を入れるということを控えたらどうかというご意見をいただいて、だんだん控えてやっていたのが、やがて少し放置するような形になってしまったというふうに。

○金田座長

手短にお願いいたします。

○杉江

今のブルが入っていた件ですけども、私のほうの記憶と今まで先輩からの話では、御存じのとおり鴨川はその当時、昭和39年ですけども、京都の伝統産業の友禅流しのほうの汚濁水が直接流れ込んでおりました。そのところで、御存じのとおり、あれはのりとかおがくずとか顔料を使いますね。それが河床にヘドロとたまっていたのです。これでは、

それこそ魚もすめないというようなことで、毎年ブルを入れて、河床をかいていたわけですね。それで、やっと酸素も補給できてということで、それがずっと長い間続いていたというようなことで我々も聞いております。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。今の新たなこともお聞きいたしましたけれども、ご意見をいろいろ承っております思い出しますのは、この鴨川府民会議自体が鴨川条例によって設置されているわけですが、そのとき鴨川条例としましては、鴨川をもちろん安心安全な川であるということが必要な条件ですが、同時にその長い歴史をともに生きてきた都市河川としての親水性、水に親しむ親水性を大事にするということと、それと都市公園そのものではありませんけれども、広い市民の利用の場としての都市公園に準じた場として考える、位置づけるというような基本線ででき上がっていると思います。この点につきましては、既に共通理解を得ているというふうに考えておきたいと思います。

それで、ただいまの府のほうからご提案のありました件につきましても、いろいろご意見をいただきました。基本的には、技術的にいろんな方面の検討をきちっとしてほしい、するべきだということと、生態系に十分な配慮をする必要があるとかということで、いろいろご意見をいただきましたから、これは十分にお考えいただきたいことだろうと思いますけれども、府のご提案になかった点では、一般市民が一体どういうふうに管理するのかとか、どういうふうな方向になるのかということがわかるように説明を下さいという点が中には入っていなかったと思いますので、確かにそれは僕は必要なことではないかと思えますし、それももう少しお考えいただくというような状況では、必要な状況ではあると思いますけれども、技術的にいろいろご検討いただくとしたしましても、基本的に中州の管理を川の流れの状況に応じた形で、生態系に配慮しつつ、管理された自然というものを都市公園というものがそうなのでありますが、管理された自然をつくっていくといいますか、生態系に配慮して管理をするといいますか、そういった観点でお進めいただくというような方向で基本的に事務局のほうからご提案のありましたようなところは、注意事項はいろいろありますけれども、この方向で大きな異論はないのではないかなというふうに承りましたが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○西村

今座長がおっしゃったことと関連して、えらく重複めいて恐縮なのですが。私は西村と申しますが、毎日鴨川の上流部を1時間半ぐらい歩いて景観を觀賞している者です。

先ほど来、それぞれのご意見がある中で、治水問題、それから野鳥、動物愛護問題、それからまた楽しむ問題、こういう観点だったと思うのですが、今結論めいておっしゃったことなのですが、鴨川を、本当にきれいな鴨川を、歴史があり、そしてまたいろんな面での自然に恵まれている、しかもそれが大都市の中央部を流れております。これを本当に自然を子孫に残すということが我々の責務だと、こんなふう思うのですが、鴨川条例の基本線はそういったことではなかろうかと、こんなふう思います。

そういった中で、私は歩いていると申しましたけれども、やや上流でして、非常に今はきれいに河川も整備されております。整備というのも、中州なんかも草も刈られておりますし、雨が降ればごみがたまってくると、それをわざわざ土木事務所のご指示だと思えますけれども、中まで清掃されている。こういうことで非常にいろんな配慮をされておるわけですが、やはり基本的にやっぱり景観という観点で、この鴨川を守っていくということが非常に重要なことではないかなと。京都の鴨川、あるいは日本の鴨川でございますから、そういった面で、中州も1つの景観を形成しております。ただ、今は、先ほど申しましたように、刈り取られているわけですが、一、二年の状況を申し上げますと、大人の身長の数倍ぐらいの草が上賀茂橋よりも北方、上流のほうには生えておるといような状況がありまして、先ほどもありましたように、現在でもある部分には1割のところの水量しか流れてないと、こういう状況にあります。

そういった面で景観ばかりを私は今申し上げているわけですが、ぜひ野鳥という、あるいはまた動物愛護という観点もぜひ重要です。中州を取っ払うということではなくて、あの部分ではやっぱりそういったものも育てていく、育てるとは変ですけども、それを景観も含め、あるいはまた動物愛護も含め、治水も含めて守っていくということが必要ではないかなと、こういうことを特に申し上げただけでございます。よろしく願いいたします。

○金田座長

ただいま改めて、つまり生態系にもちゃんと配慮して景観にも配慮して、そしてもちろん治水の点も配慮して進めるべきだということで、先ほどからのお話と軌を一にしていると思います。

今、そういったことでいろいろとご注意事項はいただいておりますが、事務局の方向をさらにそういったところに注意してお進めいただきたいというようなことだろうと思います。事務局のほうでいかがでしょうか。それでよろしいでしょうか。

○事務局（森）

はい、結構でございます。環境に対して配慮をしていないということではございませんで、私どものほうからの提案については、まずは議論のたたき台として治水、そしてその土砂管理という、私どもの安心安全の部分でどういうふうに見られるかという議論のたたき台を提供させていただいて、特に環境ですとか、あるいは景観ですとか、こうあるべきということがはっきりと私どものほうから提示できないものについては、皆様方のご意見を最大限こちらのほうの案に修正をさせていただいて、それで実施に移していこうという思いでございました。

したがって、本日いただきましたご意見を踏まえまして、この案は修正させていただきたいと思っておりますし、この提案の中で試行錯誤をしながらよりよい方向を目指すということをお示しさせていただいたのは、きょうご意見を伺っている中でも、寄州は取ったほうが良いというところは皆様方のほうからもご指摘をいただいていると思うのですが、その中州をどういうふう管理していくのか、舟形で残すのか、それともどれぐらいの面積、あるいは上のほうの植物が生えているようなところは水面ぎりぎりまでカットして残すというようなやり方もあろうかと思っております。

その詳細につきましては、いずれにしても、具体的にどういうふうにするのかというのをお示ししないとまた皆様方からのご意見も、思いとご意見がなかなか具体化していかないだろうというふうに思っておりますので、その辺につきましては、また、この箇所での条件だったということ、お示しをさせていただきながら、よりよい方向の確立を目指していきたいというふうに考えます。

この中州の管理方針につきましては、冒頭、中州・寄州の方針というふうに議題ではなっておったのが、中州管理の方針ということになりまして、中州・寄州の問題なのか、それとも中州の問題なのかというところが、その辺もこちらのほうで意図しているところと、皆様方からいただきましたご意見等が少し混乱する原因になっていたのかなと思うところもございまして、必要な修正はかけさせていただいた上で、さらに府民の皆様方からもパブリックコメント等の形でご意見を承るようなことを考えていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○金田座長

はい、ありがとうございました。そうしましたら、特に実際に工事を始めるときにもどういった形で何をするのかというようなことがわかるような形がよろしいというご意見もあったことをちょっとご配慮をお願いしたいと思います。

そうしましたら。そうですか、ちょっと手短にお願いをいたします。

○田中

先ほどおっしゃった、昔は攪乱期があって、雨が降って鴨川も氾濫し、そして流域の土砂のバランスもとれていたと。中州ができるような、あるいはできかけたら洪水が出て流す。決してすぐ緑地帯ができるような、そういうサイクルはあんまりなかったと。

しかし、近年少雨期が続いて、そしてこういう状況が出てきたというサイクルからいえば、またこの少雨期が気候変動によって多雨期といいますか、かなりの洪水がまた出たときに、この中州というものが緑地も一緒に流出してしまう可能性も出てくるわけですね、何度か続くと、当然。ということは、それも流出してしまうのですが、その洪水が起きたときに、この一種の土砂流出が下流に、一定の洪水をオーバーしたときに、下流域にこの土砂の堆積の流出が問題起きないのかどうか。これはご専門の立場からしかわからないと思うので、それはいかがなのでしょう。

○金田座長

ちょっと手短にお願いします。このご質問が終わりましたら、一度休憩を取らせていただいて、後半のご議論に入らせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○事務局（森）

その一覧表の中で現状評価の中で河床変動が、上流域は堆積傾向、そして中下流域は低下傾向ということを紹介させていただいていますが、通常10年に1回とか20年に1回ぐらいの雨であれば、上流のほうはたまり続ける、そして下流のほうは上からの供給がなくて、下のほうには、桂川のほうには抜けていきますから、下がり続けるという状態です。ただいまの委員のご指摘のような大きな出水があったときには、そのたまっていたやつが一気に下流に流れ出る可能性がありますので、そのときには下流のほうにもまた上昇する機会が出てくるかとは思いますが、ただ、ちょっとその予測は正確な予測はよくできません。

○金田座長

ありがとうございました。

私はいつも時間配分がうまくいかないのですが、タイムキーピングを気にしておりますが、ちょっと休憩をさせていただいて、それで後半のもう1つの意見交換に入らせていただきたいと思います。今、私の時計で49分ぐらいなのですが、10分休憩させていただきまして、それでは3時ちょうどに始めさせていただくということにさせていただきたいと思います。

それではちょっと中断させていただきます。

〔休憩〕

(2)鴨川のホームレスについて

○金田座長

それでは、3時でございますので、後半に入らせていただきたいと思います。2つ目の意見交換の議題は鴨川のホームレスについてという形でございます。本日は、京都市保健福祉局生活福祉部地域福祉課保護担当課長の塩見徹也様と、それからホームレスの支援活動を行っておられます「きょうと夜まわりの会」の本田次男様にお越しいただいております。後ほどいろいろと承りたいことがたくさんございますが、それでは、まず事務局のほうから資料説明をお願いいたします。

○事務局（林田）

失礼します。それでは、資料2-1をごらんいただきたいと思います。タイトルに「京都土木事務所管内のホームレス数の推移」というふうに書かせていただいておりますけれども、ここに、中心は鴨川ではあるのですが、鴨川以外のところも含めまして平成16年12月からことし10月までのホームレスの数の推移をまとめております。

まず、上の棒グラフなのですが、棒グラフを見るよりは、その下の表を見ていただいた数字のほうがわかりやすいかもしれません。ここで河川と公園に分けてその数の推移をずっと記しております。この数字は人数です。公園のほうは前半1人ずつありましたが、今はありません。河川に限ってお話をしますと、平成16年12月には全体で135名、それが少しでこぼこはしているのですが、数字を追っかけていきますと、ことし10月には総数で99名ということになっております。これを川ごとに見ていった数字を、その下の参考の区域別分布というところでまとめております。特に鴨川というところで見ますと、この棒グラフでいいますと、1番大きな緑の部分、これが鴨川の人数の推移になります。同じように下の表のほうで見っていきますと、ここにも数字を並べておりますけれども、これが人数です。平成16年12月には、一番上ですけれども、鴨川で124名。河川の先ほど言いま

した135名のうち、ほとんど鴨川の124名ということがおわかりいただけるのではないかと思います。

それで、その推移なのですが、ずっとこう経過をしていきまして、平成20年10月には鴨川で78名ということで、数的には徐々に減ってきているという状況がおわかりいただけるのではないかというふうに思います。

それから、その裏面につけております。先ほどご説明をした平成16年からの数字なのですが、年に2回、おおむね2回ずつ鴨川の上流から下流までに一斉に巡回をやっているのですけれども、そのときにお配りをしている資料になります。この紙そのものですが、お渡しをしております。鴨川の中、河川敷ですから、当然増水しますと非常に危険なところになりますので、まずは少し大きな字で、住んでおられる方に対しまして、さらに赤字で、大変に危険だということをお知らせしております。写真にもありますように、台風などによって水位が上昇しますと、住んでおられる場所にまで水が、しかも濁流に近いような水が流れて参りますので、非常に危険だと。まずこの部分についてはよくご理解をいただかないといけないということで、こういうチラシというのでしょうか、をお配りしているところです。

もともと非常に危険な場所、住むことを前提にしているところではありませんので、非常に危険な場所だということで、下に少し太字で書いておりますけれども、河川敷から出て、まずは自立、そういう生活に戻ってくださいというような注意書きも含めてお配りをしているというのが、京都府、特に鴨川の管理でこの対策を講じているという部分については、こういうことをやっておりますよというご紹介の資料にしております。

この後、いただいている資料をまたご説明いただく際に、資料2-2、あるいは2-3につきましては、それぞれご説明をいただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

○金田座長

はい、ありがとうございます。

それでは、引き続きでございますが、京都市地域福祉課長の塩見様にご説明、京都市のいわゆるホームレス対策でございますが、どうぞよろしく願いいたします。

○塩見

それでは失礼いたします。京都市の生活福祉部の地域福祉課、生活保護とホームレスの支援策の関係の事業を担当しております塩見と申します。よろしく願いいたします。

今お話がございましたように、京都市のホームレス施策につきまして、簡単にではございますけれどもご説明を差し上げたいと思います。

お手元にお配りいたしております資料2-2でございます。ちょっとかなり分厚い資料を用意させていただきまして、簡単にご説明させていただきますと、最初の4ページ目ぐらいまでは、実はホームレスの実態調査というものを全国的に実施いたしております。その概要をまとめさせていただいたものでございます。その次の一枚物が京都市の今のホームレスの支援施策の概略でございますけれども、まとめさせていただいたものでございます。それと、次に分厚いものになるのですけれども、平成16年8月に京都市のほうで策定いたしました京都市のホームレスの自立支援等実施計画というものを策定いたしまして、支援策を実施しているというところでございます。この3つの資料をご用意させていただいております。本日は、最初の全体の状況とその次の主な支援策につきまして、簡単にご説明を差し上げたいと思います。

それでは資料に沿いましてご説明させていただきます。

まず、京都市内のホームレスの状況をご説明させていただきます。まず最初にホームレスの人数でございます。こちらのほうに出ているのですけれども、これは平成15年2月に全国的に初めてホームレスの実態調査というものを全国の自治体で実施いたしました。その結果、京都市でも同じように実施をさせていただいたのですけれども、その5年後の19年に2回目、それとその次から毎年という形で実施をいたしてございまして、毎年1回大体同じ時期に実施するという形になっております。実施いたしてございまして、大体1月の下旬から2月の初旬の時期に実施をいたしてございまして。

まず、この数でございますけれども、あくまでも参考の数値だというふうにご理解いただきたいと思います。と申しますのが、各年度とも調査の、今申し上げましたように時期でありましたり、時間帯でありましたり、この辺はできる限り同じ条件で調査をしておるのですけれども、もともとホームレスの方というのは、決まった時間に決まった場所におられるというわけではございません。ですから、少なくともそのときに調査をさせていただいて確認ができた人数であるというふうなご理解をいただきたいと思います。その前提に立ちまして、簡単にご説明いたします。

人数でございます。最初、初回の15年度の調査の結果におきましては、京都市内で624名のホームレスの方が確認されております。これは、その次の5年後の19年の調査におきまして、38%は減少しておるのですけれども、387名という形の確認の数になっておりま

す。20年の調査でも同じような条件で実施したのですけれども、ほぼ同数、384名という数になっております。

確認されました場所は、次でございますけれども、鴨川も含めてでございますけれども、河川のほうが約4割という形で最も多い状況になっております。その次が、その他というのがございますけれども、それはこの起居、つまり寝泊まりしておられる状態ではなくて、例えば路上で歩いておられる方とか、ホームレスであるというふうな確認ができるような方の部分がその他でございます。こちらの数が2番目に多い状況になっております。こちらが2割ぐらいだと思います。

次に、行政区別、京都市は11の行政区でございます。その行政区別に20年の調査を見させていただきますと、その35%ぐらいが下京区、京都駅前を中心に下京区の辺におられるという状況でございます。

全国的な傾向でございますけれども、次の他都市の状況の分でございますが、一定ホームレスの方というのは、大都市にどうしても集中をするという傾向がございます、ほかの都市との比較におきまして、見ていただいたらわかるのですけれども、大阪と東京23区というのは1けた違う状態でございます、ちょっと別格なのでございますけれども、それも含めてですが、京都市は、15年の調査におきましては、名古屋市、川崎市に次いで5番目に多いという調査結果ございました。それが直近20年の調査ですけれども、では、見ていただいたらあれなのですけれども、7番目という形になっております。

次に2ページから4ページでございます。こちらのほうは、実際にアンケート調査を実施いたしております。これは、15年と19年にそのアンケート調査を実施をいたしまして、20年については概数、つまり数の確認の調査だけありますので、15年と19年の調査の比較でございます。これも、簡単に申し上げますけれども、こちらのほうが、まず(1)が書いてある分でございます。こちらは、ホームレスの方の年齢についてのアンケート調査を実施いたしております。15年の調査結果と比較いたしますと、19年でございますが、どちらも15年も19年も、中心そのものは50代から60代の方が中心になっております。ただ、40歳代以下の若い世代の方というのが減少しまして、平均年齢は4歳上がる状態でございます、58.1歳という結果が出ております。これだけ見ますと、年齢が一応高齢化をしているという状態でございます。

次に、(2)でございます。こちらのほうは路上生活、ホームレスの生活をどれぐらいしておられるか、長さですね。期間、長さについてのアンケートでございますけれども、

ここでも5年以上という層の方がふえまして、いうたら、ちょっと長期化しているという状態でございます。

次が(3)の分でございます。こちらは仕事についての問いでございます。こちらのほうは仕事をしているかなどの収入についてですけれども、1万円未満というものが前の調査では結構多かったのですけれども、今回は5万円以上という形でふえておまして、収入面での増加は一定見られるような状況でございます。

次に(4)でございます。こちらは、直前にどこにおられたのですかという問いです。これは、京都府下と他府県にその前にはおりましたというのが半々ぐらいに分かれております。

次の(5)でございますが、こちらのほうでは健康状態と福祉制度の利用についてお尋ねしているものでございます。こちらは、65%、6割強の方が健康面での不調とか不安を訴えておられる。また、福祉制度、生活保護も含めてでございますけれども、その福祉制度につきましては、4割の方が生活保護を過去には受けた経験があると。または、受けた経験はないという6割のうちの半分の方は、今後相談をしてみたいというふうな希望を持っておられるということでございます。

最後の4ページの(6)でございますけれども、こちらは今後どのようにして生活をしていきたいのかというご希望を聞いております。これは、先ほど申しあげました年齢なり健康面でやっぱり不安を持っておられるという方が多いという状況もございまして、過去には就職して働きたいという方がかなり多うございまして、要するに仕事をして自立をしていきたいという方が多かったのですけれども、その辺がちょっと減ってまいりまして、程度の差はございますけれども、福祉制度を利用しながら生活を何とかしていきたいというご希望が多いというふうになっております。

その辺の19年の調査結果を踏まえまして、ちょうど今、先ほどご説明申し上げたホームレスの京都市の実施計画というものを21年3月で期限が切れまして、次の第2期の計画を策定している最中でございます。その中で、こちら辺の結果を踏まえまして実施計画を見直して、21年4月からの計画を策定するというふうな作業に今入っておるところでございます。これが、最初の状況についてのご説明でございます。

次に、その辺、京都市ではどのような政策をやっておるのかということが、次の1枚でございます。非常に細かくて申しわけないのですけれども、この辺もご説明を簡単にさせていただきます。

まず、通年、要するに1年間を通じてやっていること、それと一定の時期だけに集中してやっていることの2つがございます。通常は1年間通じて実施しておるのですが、まず各区に、先ほど申しあげました11の行政区がございますが、福祉事務所というのがございます。こちらのほうは伏見に3カ所、西京極に2カ所でございます、合計しますと14の福祉事務所が京都市内にはございます。こちらのほうで生活の相談として、いろいろお受けするわけですが、ホームレスの方が最も多い下京区におきまして、ホームレスの方のご相談というものを専門にお聞きをする係長を含んで6名なのですけれども、係が1つございます。そちらのほうで窓口をしてホームレス関連の事業を実施しております。その関係上、大多数がこの下京の福祉事務所のほうでご相談をお聞きして対応させていただくという状況でございます。

下京のほうで、次の(2)から(6)までの事業というのは、下京福祉を窓口にして実施をしている事業でございます、この辺のご相談もあわせて一緒にお聞きをする場面が多うございます。

簡単に申し上げますけれども、(2)につきましては、土曜とか祝日、こちらの福祉事務所のほうは閉まっているときなのですけれども、その辺を除きまして、毎日パンと牛乳を来られた方に渡しているというものでございます。

次に(3)とか(4)のように、例えばほかの都市へ京都から行きたいという場合に全くお金も何もお持ちじゃないという場合がありますので、そういう場合に、JRの乗車券をお渡ししたり、お医者さんにどうしてもかかりたいという場合に、その辺の対応をさせていただくという形でさせていただいております。

次に(5)でございます。こちらのほうは、京都市のほうで直営で設置運営いたしております更生施設、京都市の中央保護所という施設がございます。これは、本願寺さんの北側でございますけれども、こちらは定員50名でその施設を運営いたしております。こちらのほうに一時入所していただくという受け付けをいたしております、これも毎日申し込みがあって、何人か入れかわって入っていくというような形になっております。

次に(6)でございます。こちらは中央保護所が設備のほうで、要するに男性しか今ご利用いただけないような形で申しわけなのですけれども実施をいたしております、女性のホームレスの方も、最近やはりおられますので、そういう方に対して、宿泊の援護を必要な場合に簡易旅館を年間で借り上げておまして、そちらのほうにお泊まりいただくというような事業でございます。

次に（７）でございます。こちらのほうは、先ほど申し上げました京都市の中央保護所というところに入っていた後に、例えば生活保護が必要で、それで対応せなあかんというような場合も多うございます。そういう場合に福祉事務所のほうで生活保護を適用させていただいて、敷金などを支給させていただいて、アパートを確保して、その後の生活援助を定期的に行っていくというような事業でございます。

次の（８）でございます。こちらは、基本的な生活習慣でありましたり、金銭管理の能力などが、やっぱり忘れてはると、不安がある方がやっぱり多うございます。そういう場合に、例えば高齢者の方にワンクッション置くと。そういう生活の習慣などをもう一遍身につけてもらうというようなトレーニングをするという意味で、生活指導を行う、要するにグループホームを社会福祉法人のほうに運営をさせていただいておまして、そこに助成をさせていただいているというものでございます。

次の（９）でございます。こちらは中央保護所、先ほどの京都市の中央保護所のほうから退所してアパートに住んでいただくという方に、例えばもともとの契約でありましたり、生活用品をそろえることとか、また住民票を設定しないといけないというような場合とか、例えば銀行口座をそれに基づいてまた開設しないといけないという、普通に居宅の生活をしていただくために必要なもの、手続などをいろいろ準備をしていく必要がございます。その辺を集中的に支援させていただく嘱託職員を２名雇っておまして、その辺を派遣しているということでございます。

次に（１０）でございます。こちらは、ホームレスさんの中でも、仕事をして自立をできるという力と意欲のある方がおられますので、そういう方に入所をさせていただいて、場合によっては、例えば面接の受け方とか、履歴書の書き方なんかも含めまして、求職活動の支援をさせていただいて、就労で自立をしていただくということに向けた援助をするという自立支援センターというものを、前回の実施計画を策定した後に立ち上げました。その施設で、法人に京都市が委託しておるのですけれども、実施をいたしております。これは定員が３０名で実施をいたしております。

そのほか、ちょっと時間もあれなので、京都弁護士会さんのほうにご協力をお願いして、多重債務、要するに借金をいっぱい抱えておられる方も結構多うございますので、その辺の整理の問題でありましたり、法的な問題解決を図るという必要が生活していく上で不可欠な方も多うございます。そういう方に対して月１回無料の法律相談の実施をして、対応をいただいているということでございます。

最後（12）ですけれども、これはボランティアのほうで入浴なり洗濯なんかのデイサービスを毎週火曜日、先ほどの中央保護所の施設、設備を使いまして実施いたしております、お風呂にちゃんと入っていただいたり、髪の毛を洗っていただいたり、場合によっては散髪していただいたりというような援助をしているということでございます。

あとは、通年ではない事業ですけれども、年末年始、要するに一番寒さが厳しいときです。そのときに、先ほどの京都市の中央保護所なり簡易旅館を一時期、12月、1月の時期に一斉に借り上げまして、そこに入所いただいて、その厳しい時期に宿泊を提供するというような事業をさせていただいております。

ちょっと駆け足で申しわけございませんけれども、そういうことでございます。

○金田座長

ありがとうございます。いろいろとご質問もあるかと思いますが、引き続き、今度は「きょうと夜まわりの会」の本田様からお話を承りまして、後でまとめてご質問などに入りたいと思います。お願いいたします。

○本田

「きょうと夜まわりの会」の本田と申します。座って話させていただきます。

きょう、裏表2枚4ページの資料をつくったのですが、また字ばかりなので、簡単に要点だけ説明させていただきます。

私たちは、1985年、ですからまだ昭和の時期に京都駅で野宿している方が警察に捕まったりしたということきっかけに活動を始めました。きょう取り上げられているような鴨川でのことは、当時は鴨川でおられる方は多分ほとんどいなかったと思うのです。私が記憶しているのは、70年代に二条大橋に**宋斗会**さんという有名な方がおられたぐらいで、80年代はまだバブル経済の時期で、ほとんどの方は京都駅の駅舎の建てかえとかもありましたが、京都駅とかを中心におられました。90年代のバブルがはじけてから鴨川に、リストラとかを含めて生活苦に陥った方が鴨川に増えたのではないかと、私は今思い出すと記憶としては余りないのですけれども、そういうように感じています。

しかも、以前はどちらかというと、御存じだと思いますが、日雇い労働者の方が日々失業して年末年始に仕事が無くなって、それとか梅雨時に仕事が無くなって、すぐそれは収入減になって生活苦になって野宿になるという。一番有名なのは大阪の釜ヶ崎、行政用語で「あいりん地区」ですけれども、釜ヶ崎など有名ですが、そういう方が野宿する。京都でも、飯場に**住み**日雇いの現場で仕事をして、病気やけがで働けなくなって、社会保障も

ないまま京都駅に、言うなれば放り出され野宿されている。そういうことが多かったわけですけれども、昨今そういう方以外が非常に多くなりまして、最近「ネットカフェ難民」とかと言われていますが、野宿の問題が非常に社会問題となって、国が法律をつくって、各自治体の実施計画を呼びかけて、それで今やっているということで、先ほど京都市のほうからも説明があったと思います。

それで、1番目に「鴨川の河川敷で今年亡くなって発見された方」と書いています。私たちは毎月1回ですが、鴨川を回っています。毎月1回しか回れないのですけれども、その中で、これは回った日ではありません。1月6日には丸太町の左岸、60代の男性の方が死後1週間ぐらいで発見されました。その後は単管でブロックされていますけれども。2月22日三条大橋の左岸、この方もしばらくたってから発見されました。この二人の方ともアルミ缶を一緒に集めている方が最近見ないと言って、調べたら亡くなっていた。5月15日には陶化橋、十条の左岸で出火しまして、その中で焼死された。この方もアルミ缶集めをやっていた方です。10月12日には丸太町の右岸、女性の方です。河川敷から下に降りる石段の一番下で横たわっておられましたけれども、そういう方が亡くなっています。

皆さん日常的に具合が悪くなくても医療にアクセスすることをほとんどされていません。先ほど京都市の説明にもありましたように、外来の医療は京都駅近くの下京福祉事務所に行かないと受けられない、そういう状況があります。それで、なかなか、アルミ缶集めをしながら体の具合が多少悪くなくても、無理してやって、その中で、例えば1月6日の方は結核です、亡くなったのは。そういう形で亡くなっています。

こうやって回りながら亡くなった方とお会いするというのは、非常に悲しいことです。実はこの前も三条坊町公園という、島津の近くの公園で60代の方が朝いすに座って亡くなっていたと。その方はずっとそこで元気におられたのですけれども、そういうことがあるたびに非常に悲しい思いをしています。できれば、こういうことは本当になくなってほしい。人が路上で亡くなることが起きない、そういうことのない世の中になってほしいと思っています。

2番目として「野宿場所と都市雑業」、これは国の「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」、ことしの7月31日に改定されましたけれども、それをそのまま書いているものです。詳しい数値等は先ほど府と市のほうからありましたので、私は国のほうがまとめたものを書きましたけど、現在全国的に見て、野宿場所が一番多いのは、河川敷と公園が拮抗していて、以前は公園が多かったのですが、河川敷がかなり増えて同じぐらいに

なっています。京都市はもともと河川敷が多かったのですけれども、それは公園自体が児童公園ということで小さいということでなかなかおれない。円山公園などには「野宿等厳禁」という看板が出ていますし、人権問題はどこにいったのかと思いますけれども、そういうような状況で、京都では鴨川というか河川敷が多いです。河川敷には桂川も入っています。

そんな中で生活をされている方は、下にも書いていますけれども、廃品回収、要するに、アルミ缶回収が多いのですね。以前は雑誌回収もあったのですが、古紙の値段がだぶつきまして売れなくなった。それでアルミ缶に皆さん集中する。アルミ缶自体は、この金融恐慌というかそういう中で、毎日新聞にも先日記事が出ましたけれども、一時1キロ160円ぐらいあったのが今60円に、3分の1近くになっています。みんなに聞くと、大変でやっていけないと言っていますが、皆さんの生活の主要な糧になっています。

国などは、ここに書いていますけれども、「就労する意欲があるが仕事無く失業状態にある者については、まずは、就業の機会の確保が必要であり、職業相談、求人開拓等の既存施策を進めるなど、各種の就業対策を実施する。また、常用雇用による自立が直ちには困難なホームレスに対して、雑誌回収やアルミ缶回収等の都市雑業的な職種の開拓や情報収集・情報提供等を行う。」しかし今回こうやって値段が暴落しても、本人たちの収入が、時給でいえば3分の1になってもほったままになっているのが実際です。

「ホームレス」の定義とかを一応3番でふれていますけど、「ホームレス」の定義というのは、国は、「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう」という。この「故なく」というのがくせ者でして、その後には書いていますが、地震とかでだったら理由があるらしいのですね。みんな失業したりいろんな理由で家がなくなって公共の場所に住むのですけど、その人たちは「故がない」というのがこの法律です。

ヨーロッパとかではホームレスという規定はもっと広い概念で、例えばDV被害で家を出てきた方とか、友人のところにいるとか、施設に住んでいるとか、安定した住居のない方というのがホームレスという範疇なのですけれども、日本では一番狭い範囲でなっています。

その後に「背景及び要因等」と書いていますが、これは飛ばします。

4番の「衆議院厚生労働委員会決議」、2002年7月17日ですけれども、これは「ホームレスの自立の支援に関する特別措置法」を採決するに当たって、衆議院の厚生労働委員

会でこういう決議を挙げています。この中に、ちょっと簡単に言いますが、例えば1番目として、3ページですね、「ホームレスの自立の支援に際しては、自立に至る経過や自立のあり方について、可能な限り個々のホームレスに配慮した多様な形が認められるよう努めること。2、ホームレスに対する職業能力開発に当たっては、ホームレスの実情に応じた内容となることに深く留意するとともに、ホームレスの自立につながる安定就労の場の確保に努めること。」そういうのととも5番目として、第11条、これは適正化条項と言っていますが、「第11条規定の通り、法令の規定に基づき、公共の用に供する施設の管理者が当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとる場合においては、人権に関する国際約束の趣旨に十分に配慮すること」、国際人権規約のことなわけですけれども。

こういうような決議を実は国会で挙げています。国会で挙げて、ほとんど無視されるのが実際なのですから。

4ページ目、最後のページですが、5番目として「人権と公共場所からの排除」。国の基本方針で、京都市及び京都府の実施計画には同じようなことが書いています。人権の擁護に関しては非常に高くうたっています。ただ、人権啓発事業について、そういうポスターとか講演会とか、私はほとんど見たことがありませんが。

それから、最後ですが、9番の「地域における生活環境の改善に関する事項について」、これは最後にアとイとありますけれども、その後「また、洪水等の災害時においてホームレスに被害が及ぶ危険があることから、福祉部局等と連絡調整し、配慮して対応する。」これは今回基本方針の改定で入ったことです。前回の基本方針には、これは入っていませんでした。昨年、多摩川での増水のことがあれだけ放映されたからこうなったのですけれども、実は鴨川でも確かにそうです。だけど、皆さんその場合は、自分たちで避難したりして、消防と警察も回っていますけれども、何とかしています。

ただ、公園もおれない、どこにもおれない中で、おれる場所はもう橋の下しかない。例えばJRの京都駅は南北自由通路の一部に何とかおれます。あとバス停の夜間閉まったところに一部おれますけれども、どんどん、家がない人が住む、夜中寝る場所がなくなっている。人が生きていくためには、一定の面積を占めないと、一定の容積を占めないと生きていけないと思うのですけれども、その場所すらどんどん奪われていっています。

この鴨川条例が制定されるときに、仲間がみんな心配していました。鴨川条例ができることによって追い出されるのではないかと。議事録を読んだらそんなことは全然なかつ

たし、法律のことも触れていましたので、安心していました。

京都新聞にきょう出ましたが、京都府は苦慮しているような感じの報道ですが、やはり人がそこに生きている、その人たちが今後やっぱり人間として尊厳を持って生きていけることを前提に、その方向に最大限どうしたらいいのだろうかということをお話していただけたらと思っております。

非常に僭越な意見ですけど、どうもありがとうございました。

○金田座長

ありがとうございました。

それでは、京都市のほうから説明いただきました、それから府の鴨川の管理状況の点からの実態と、それから今ご説明いただきました本田さんのご意見と、それぞれございますが、質問、恐らくたくさんあると思いますけれども、どなたからでも結構ですからどうぞお願いをいたします。はい、どうぞ。

○堀

鴨川の橋の下に、このビラでは「住んでおられる方」とありますけれども、住んでおられる方ではなしに不法占拠しておられる方だと思います。

僕は今、西加茂橋の近くに住んでいるのですけれども、近くに住んでいる女性などは、御菌橋の下に住んでいる方がおられるので、あの辺は怖くて近寄れないと、散歩をしても御菌橋の手前でUターンして戻ってくるということを言っているわけです。

いろいろこう言われていますけれども、その方は見ているともう何年も、四、五年は少なくともそこにおられるように思います。これは僕の見方ですが、そこで住む、そこで暮らすことを楽しんでおられるのではないかなと、そこから別のところへ行きたいという、そういう意欲があるようには見えないんですね。もうそこで食事をし、食事したものを洗い、衣服も鴨川で洗い、用便も鴨川でしているという、そういう感じですね。僕らから見ると汚いなと思いますけれども、人それぞれの生活、ライフスタイルというのがあるのかというような気もせざるを得ないような、見ててそういう感じがします。

不法占拠する権利というのはないと思います。不法占拠しない義務はあるのではないかなという気はします。ただ、福祉をどうするかというのは、鴨川の話とはまた別の問題だと思います。

先ほどの京都市の、いろいろ並べておられましたけれども、例えば鴨川の方がどこか泊まる場所、寝る場所を確保するなり、そういうことが福祉としてあるのか、何かいろいろ

計画とか方策を一覧で並べておられますけれども、そういう場所を何か確保できないのかなという気がしますけれども。

○金田座長

京都市のほうは今のお話は、つまり宿泊場所の話は今ご質問だと思いますが。

○塩見

今の宿泊場所のお話でございますけれども、先ほどもちょっと申し上げたのですけれども、一つは京都市の中央保護所というところがございます。そこで、宿泊を希望される方というのは申し込みをしていただいて寝泊まりしていただけるような体制はとっております。あわせてそのご本人、これは非常に難しい部分もあるのですけれども、例えばその後、生活保護を適用していわゆる居宅の生活、アパートの生活に戻っていただくという取り組みももちろんさせていただいております。

ただ、無理やりお願いすることではないと思うんですね。そのご本人がこういう生活を、例えばこういう施設もいろいろございます。とりあえず寝泊まりをする施設もありますし、そうではなくて、先ほど申し上げました仕事をすることを目指して自立をしていきたいという希望のある、力のある方もありますし、そうではなくて、やはりほかの福祉施設も含めて行政が常にケアをしながら対応していかないといけない、そのような方もおられます。

そういう方に応じて、一定の施設、受け入れ先というのが十分にあれば対応が言えるのですけれども、なかなか難しい状況にはございます。その上で、アパートを確保して生活をしていただくのですけれども、先ほど申しましたように、やっぱりお1人なので、言うたらいろいろな親族の方なんかともなかなか交流がない方が多いですし、地域との結びつきもなかなか難しい部分もございますし、その辺のケアも含めてこの間の実態調査の結果でもそういう形は出ておりますので、そういうことをちゃんとフォローしながら対応していく必要があるかというふうには思っております。

○金田座長

はい、ありがとうございます。はい、どうぞ。

○堀

ここに、平成20年10月では鴨川で78人、全部で99人。99の方が何とか寝泊まりできる場所というのは確保できないものでしょうか。ちょっと先ほど何となくこう、本人がその意思があればとかとって、何となく、頑張ろうと思う人だけは救うけれどもそうでない人は、というような感じがしたので。

99人の方の、例えば100人ぐらいが住む場所があれば、その寝泊まりできる場所ですが、それは広さは要求しないと思いますけれども、そういうことは確保できないですか。

○金田座長

今のはつまり量の問題で、ホームレスの方が多いというのがいいことなのか悪いことなのかわかりませんが、とにかく現実としてそのご希望がある方には応じられるような量があるのかどうかという、そういう話だろうと思うのですが、いかがでしょうか。

○塩見

先ほどちょっと言葉が足りなかったのかもしれませんが、その99人の方を例えば一斉に一つのところへ例えば入っていただいて、それで例えば居宅を確保するというような対応が一つはいいのかどうかというのはあるかと思います。

先ほど言いましたように、ホームレスの方も私どもと同じです。一人一人やはりお考えもありますし、能力も違いますし、どういうふうに生活したいかというのもやっぱり皆さん違う。その中でその方がどういう、言うたら生活の仕方を望んでおられるのかという話を聞きながら個別に対応していく。

99人の方を、例えばうまいぐあいにマッチをしてそのような施設に入れれば、という前提があればそれは可能ですけれども、先ほど言いました、とりあえず寝泊まりだけできたらいいのだという希望の方も中にはおられますし、そうじゃなくて、やはり仕事もちゃんとして自立をしていきたいという希望の方ももちろんおられます。それによって施設というのは変わってまいりますので、まずそういう施設そのものをやっぱり受け入れていくような体制はもちろん必要だし、今すぐそしたらそれで対応できるかということ、なかなか難しい状況にはございます。

ただ、施設は最終の生活の場ではございません。最終的にはその方が、その施設なりを経由して、いわゆる居宅、アパートを確保して地域で生活いただくというのが最終的なところだと思いますので、それは福祉部とのほうで、ご希望でちゃんと生活ができるという状況であれば福祉事務所のほうで対応していくという、もちろん今までもアパートを確保いたしておりますし、そのケアも含めてやっていく必要があるというふうに考えています。

○金田座長

ちょっと今のお話は、私もすぐにちゃんと理解できてないのですが、つまりいろんなご希望があって、それぞれに対応する必要があるので、画一的にその量だけの問題ではない

ということと、それとそういうご希望に合わせて量の、量というのは数ですが、その対応も可能な状況にはなっているということなんでしょうか。

○塩見

これは施設は難しいところなんです。

数というのは、今言ったホームレス、鴨川の方だけではないですよ。今おっしゃったように、市内にほかにもたくさんおられるわけですね。そういう方も含めてそういう施設は利用いただいているわけでごさいますて、言うたらどちらも含めて、一番緊急性が高いのはどの方かということを考えて受け入れをしていっています。

そういう意味でいうと、いつもあいているわけではない。逆に、いつも回っているわけですね。その中で、そういうキャパシティの中で考えますと十分とは言えないと思います。

鴨川のホームレスの方はそれだけおられますけれども、先ほど申し上げました、市内でもっとたくさんの方がおられるわけですね。その方も含めて、先ほど申し上げました施策というのは見直していかないといけないと思っています。

○金田座長

はい。

○杉江

すいません、今の京都市さんのほうのお話ですけど、それは本人からの申告制ですか、それか指導でやられるわけですか。その入居なり、例えば宿泊施設とかそういうのに当たって、本人からの申告がないと受け付けないというのか、京都市さんが各ホームレスの方々に指導なさって、こういう形で自立なさったらどうですかとかいうことで始まるのか、どっちなんですか。本人が言ってこない限りは知らん顔というわけでもないんですか。

○塩見

知らん顔というわけではないのですけれども、基本的にはご本人の申請主義になります。ご本人がご希望されないと、というか、そういうことというのは、こちら福祉サイドのほうはもちろん最善を尽くしてケアをいたしますし、どういう方法がいいかということはもちろん選択肢の中で考えていきますけれども、ご本人も頑張っていただかないといけないわけですね。今の生活じゃない生活を頑張ってやっていただく形になりますので、そこでご了解いただけないと、そういうメニューというのですか、そういうことというのは結局途中でやっぱり難しくなってしまうので、よく話をして、ご本人がこういう形でし

たいという申し込みの形になります。

○杉江

そうですか。そうすると、今、夜まわりの会の方も来ておられるのですけれども、よしんば今、約90数人ですか、鴨川に橋の下におられるという方全員が何かの指導を仰ぎたいという形で申請なされた場合は、京都市さんはそれに対応できるわけですか。それは事柄の内容によっては変わると言うんですよ。仕事の分野までとか、いや、とりあえず住むとこだけとか、いろいろとあると思うのですけれども、そういう受け入れる枠がないのに、どんどん言ってきてもらっても結構ですよというもおかしな話やと思うしね。そういった問題、まあ後で結構です。

それと、いろいろとホームレス問題で、バブルの前、ずっと以前から実質、鴨川には約四、五十名はずっとおられました。手前どものほうの美化活動をしている中で、ずっとおられました。それでバブルが崩壊した後に急激にふえてきて、京都駅との問題も絡みもあったと思うのですけれども、一時はかなりの人数がいたと思います。

それと、先ほども委員の人から出ておりましたけれども、ホームレスの方が、結構まじめな方もおられますし、中には通行人なり観光客に威圧感を与える、また冷やかす、からかうというのも現状、我々の耳に入ってきます。

それと、私も当然、人権というのは大事なものやと思っておりますし、当然ですが、もっと大事なのは河川敷、川の中ということで、私は人権よりもっと大事なのはやっぱり人命やと思います。

この間、多摩川でああいったことも起こって、現実には鴨川でも鉄砲水が出た場合、恐らく濁流にのまれたら、過去にも一般の方が散歩をしたりしていて何人か亡くなっておられます。そういう場合において、わざわざ危険な場所にとということで管理者が常に警告はしておられても、ほかの公園とか路上とかと違って、常に危険と背中合わせという現状やと僕は思っております。

そういった分野において、万一取り返しのつかないことが起こった場合においては、恐らくそれは管理者が的確に対応しなかったとかというような批判も出てくると思っております。

特に橋の下というのは、きょう、京都市さんの建設部の方も来ておられるのですけれども、やはり占用使用、道路としての占用をとっておられます。そうすると、やはり管理しておられる橋ということは、橋の下も当然きれいに管理する義務があると思っておるので

す。

今の民生の関係はもちろん京都市さんですし、そうした道路としての位置づけで橋も管理しておられるのは京都市さんですから、それこそこの鴨川条例にのっとるように、府・市協調で、何か解決方法がないか模索していただきたいと思っておるのですけどね。

それと、皆さん方はあんまり関心ないと思うのですけれども、鴨川の橋の下には、実は京都市のライフラインが結構走っております。皆さん、あんまり関心ない人は知らん顔だと思うのですけれども、いわゆる電話ケーブルとかガスとか水道とか走っております。

それで過去に、私の記憶では三、四回、火災が発生しております。たしか葵橋左岸で、京都市さんの工事の後に電気をそのまま置いておかれたんですよ。それを盗電して、冬場に暖をとって、段ボールが燃えて、橋がばあっと全部焦げました。そういうこともあるんです。まだその程度で済んだけれども、それこそいろんなものを集めてこられた中に万一爆発物とかがあったりして、そういうことは、もちろん命もそうですけれども、恐らく京都市内の何分の1かは麻痺するのと違いますかね。

だから、やはりそういうことも考えておかないことには、それこそただ単にホームレスさんのほうの行き先云々ではなしに、今現状において川が増水したら危険とかいうことだけではなしに、常にそうした都会の真ん中で「えっ、そんなことが起こったか」というような形にならないように、それこそ川の本来の管理者である京都府さん、そして水質と橋についての管理者の京都市さん、そして人権、民生問題での部局の関係ですね、それこそ連携プレーで、よりよい、さすが京都だなと言われるような方策を考えてもらわないことには、我々こういう鴨川条例ができて何の力も権限もあるわけではないから、やはりそれこそ管理しておられる各行政の方々のやっぱりお力添えが要ると思いますので、よろしくお願いします。

○金田座長

ありがとうございます。きょう、特別にご出席いただいておりますので、本田様のほうからでもご意見ございましたらどうぞおっしゃっていただいて。

○本田

鴨川の人数については、ちょっと私の勘違いかもしれませんが。

確かに、バブル崩壊以降、90年代になってから非常にふえているのは事実ですし、国鉄がJRになって、京都駅の改築までは駅構内で24時間おられる待合室がいっぱいあったんですね。そこから締め出されてほかに行くようになったというのも確かです。

先ほど鴨川からどこかほかに行く場所がという話で、まず、これは私たちもそうなんですけれども、集団生活になじめる人となじめない人がいます。やっぱり集団ではだめだという方がおられます。それはいわゆるホームレスの人々だからということではなくて、一般的な、言うなれば野宿したってももとは普通の、言い方は変ですが普通の人なんですね。リストラされたり何かいろいろ事情が、また借金を抱えてどうしても逃げざるを得なかった、それで住民票を移せないからそういう場所にいるという。

この前会った人なんて、89年、バブル期に銀行に過大融資されて、バブルがはじけてしまっただけで借金を1億ぐらい背負って、それをやっとなり返した。その間に日雇いをやったりいろいろして、最後はまた生活保護でアパートを借りるということになってと、そういう人に会いましたが、そんな方はいっぱいおられるわけです。

今でもそうです。今でもこれだけ仕事が減っていく中で、まず派遣という形で仕事が不安定化されて、それがさらに切られるという中で、ネットカフェ難民と言われますけれども、それからまた漏れ出て路上に来る人がどれだけ出てくるだろう。

そういうことを考えると、自分たちと同じ、きのうは隣に住んでいた人かもしれないんですね。そういう人たちが野宿している。だから、集団生活になじめる人もいますし、なじめない人もいます。それから、病気を抱えている人もいますし、仕事につきたくてももう年齢的に雇ってもらえない、とりわけ団塊の世代ぐらいになったらもう雇ってもらえません。そういう人たちが例えばアパートに入ったからといって、ではアルミ缶集めを継続してやっていけるかといったらやっていけないんですね。うるさいし。アルミ缶集めはできない。そういうところでちゅうちょしてしまうところはあるんですね。

皆さん、いろいろそれぞれ事情を抱えています。事情を抱えて野宿しています。雨露と風が防げるので鴨川の下にいますけれども、ほんまやったらもっといい家があったらいいわけです。

実際そうなんですね。そんなところでなぜ野宿していると。下手をしたら段ボールの家の中で亡くなっていってしまう。だれもそれは望んでいません。ただ、それまでにいろいろな傷を負っている人もいます。それを一つ一つ丁寧にほぐさないと、やはり路上からアパートに移ってもまた同じことの繰り返しになる。人によってはそれがアルコールとかを含めた依存になってしまったり、そういう方もおられます。そういう方たちが実はきのうまでは隣にいたかもしれないということ、できたらわかっていただけたらと思います。

それと、やはり団塊の世代の方が多いです。昭和20年代初頭の方が多いです。もちろん、

最近はそれ以外の方もふえています、その方が集団として非常に多いのが実際だと思います。多分、京都市の統計なんかもそうなると思いますけれども。そういう人たちが最初にリストラを受けた。後々もうつぶしがきかないんですよ、仕事という形で。それで結局、年金が出るまでの間を何とかするというんです。それで年金が63歳からとかで、結局その間待っていて野宿していると。その人たちにどうにかして家を確保して何とかできるように、そういう施策がもっと充実していったらいいとは思っています。

だから、そういう意味で施策の充実をもっと、本当に本人たちが望むような形で、もちろん望まない形もあると思います。やっぱりそこら辺は話し合いながら、うまく解決するようにやっていただけたらと思います。

○金田座長

ありがとうございます。どうぞ。

○杉江

京都市さんのご意見を聞きたいな。

○金田座長

ちょっとご質問を、どうぞ。

○北村

北村です。ここの表の中で、平成16年から20年10月までで減少しております。この減少した中の方で、例えば京都市さんのほうの自立の支援等、そういった指導とか、そういった形で本当に自立をされた方の数字というのはわからないでしょうか。これは自然減なんですか。例えばどこかへ、違うところへ行かはっただけとか。それだけの数字の減少なんですか。それとも、こういう施策が功を奏して、自立をされてホームレスから抜け出された方というのは実際にはおられないのでしょうか。

もしそれが一人でもおられたのであれば、その方が自立に向けていかれたプロセスとか、それをもっと適応していくような形を検証されるというか、そういったことも考えていかなければいけないのではないかなと思うので、ちょっとお聞かせいただければと。

○金田座長

塩見さん、いかがでしょうか。

○塩見

すいません、今おっしゃっていた資料というのは土木のほうが出された資料のことですね。鴨川にお住まいの方でその辺の対応をしたということについては、私も今ちょっと持

ち合わせておりませんのでごさいませんけれども、少なくとも先ほど申ししております、いわゆるアパート、居宅を確保している件数というのは毎年、多いときですと1年間に230、240ぐらいの敷金なんかをしてアパートの確保をしているという状況にはごさいます。直近でも180件ぐらいの方に対しては、何とかアパートで生活できないかという、先ほどの施設なんかに入らせていただいているような形で、生活保護を適用して対応しているという実績はごさいます。このうち鴨川におられた方が何件というのは、ちょっと私のほうも今は持ち合わせておりませんので。

○北村

住居を提供だけではなくて、そのホームレスという形に陥らないような形、就職までとかそういったような形は非常に難しいのでしょうか。そこまでいかれた方というのは。

○塩見

それこそ、先ほど本田さんもおっしゃったのですけれども、やっぱり個人差はあると思います。言うたら、生活保護を全く受けずに自分で頑張って自立をしようとする方ももちろんおられますし、そうではなくて、どれだけこちらが準備をさせていただいてケアをさせていただいても、やはりその方の年齢とか体の状態とか、過去のお仕事の職歴であるとかということによって、その方の社会に参加するレベルというのは皆さん違うわけですから、どこまでやれるかというのはもちろんすべて違いますので、やっぱり全然違うと。

○金田座長

では、どうぞ。

○田中

非常に、これといったいい方向性がなかなか見つからないのが現状だと思うのですが、人生というのはそれぞれ重荷を背負って生きていかなければならない、そういうつらさの中で多分、例えば突然の家族の崩壊だとか、あるいは身寄りもなくなる、あるいは孤独になる、あるいは経済的な破綻だとか何とかという、そういう背景の中でやむを得ない状況の中で生きていかなければならないという、そういう社会構成といいますか、今でいう勝ち組だとか負け組だとか、あるいは格差社会だとかの中で、やはりそういう現象が起きるといって、これはある意味仕方のない現象が起きている。

日本に限らず、世界各地でこういうことは起きているわけですから、だからこそ、そういう人たちに社会的な土壌というものをやっぱりこれから培っていかないと、ただ政治的な解決、確かに行政側のこれからの道のりも大変長いものだと思います。それはもう、そ

う簡単にいい方向性が見出せるものは非常に僕は難しいと思います。

ただ、そういう非常につらい中で、例えばさっき本田さんがおっしゃっていたように、社会構成の中で、では自分というものをどういうぐあいになじんで生きていくかという、そういう難しさも含んだ人たちもたくさんおられるわけですから、やはりこれは一つの社会的な問題として我々はとらえていかなければならないと思います。

それで、行政側は非常に長い対応の仕方で、もちろんきちっとしていかなければならないと思いますが、そうした意味で私は鴨川におけるホームレス全体の問題もさることながら、鴨川を一つとった場合、そういう人権的な、あるいは社会の問題として取り上げるといことももちろん非常に大事でありますと同時に、先ほどから出ておりました鴨川条例という一つの枠の中で考えるならば、いかにソフト対策を、洪水からどういうぐあいにしてこの人たちの人権と生命を守るかという、そのソフト対策についてきちっとした対応をできるように議論する必要があると思います。

と同時に、本田さんにはもう一度お聞きしたいのですが、今の現状の中で社会ができること、あるいはつぶさに今、行政側がどういうことをしてもらえれば一つの方法として一番有効であるかというようなことがあれば、具体的に教えていただければありがたいと。

以上です。

○金田座長

よろしく申し上げます。

○本田

全国的な集まりなんかでも大体言われるのは、屋根と仕事と言われるのですよね。家と仕事という。けどこれは個別によるので、例えばもう55歳以上、60前の方でも同じような仕事というのは、仕事の中身の概念は違うと思うんですよね。

よく言われるのは、最近、社会的企業とか言われますけれど、もうちょっと社会的に必要な、例えば環境保全にかかわる仕事、リサイクルにかかわる仕事とかなんかに、もっとそういう方々の力を集中できるような仕事につくようにできないかなとか、そういうことを言われます。

それとか、例えば今の京都市自立支援センターは、結局ハローワークを通じて仕事を探すしかないのです。ハローワークでは一般的な、安定した仕事はそんなにはないんですよね。だから、ハローワークを通じないでも、何かしらもうちょっと安定した仕事が確保できないものかなと。公的就労とかそんなことで言われたりしますが、国は失業対策事業はもう

しないと書いていますし、何かしらそういうような、ハローワークを通じないでもうちよっと安定したような仕事がつくれなかなとは思っています。

それで、屋根ということでは、先ほどちょっと言いませんでしたが、例えば生活保護というのは最後のセーフティーネットと言われて、でも網に結構穴があいていると言われてますけれども、他法優先で、例えば親族とか親兄弟とかにいろいろ問い合わせが行くわけですよ。ある人はこんなことを言いましたが、自分はやっぱり自分の子供、息子とか娘にこのような状況になっていることを知られたくない。だから、福祉に相談に行って生活保護を受けることはできないと。親に知られたくないとか、それをどう乗り越えるかといったら、乗り越えるのは大変だと思うんですよ。だから、自分で福祉の手をかりないで何とかやっていくという。それで何とかやってきて、万策尽きて、路上で倒れてしまったりすることがあるのかもしれないけれども。

そういう意味では、今の、ここでの議論とは全然話が違うんですが、今の福祉のやり方ではなくて、やっぱり先に何とか家を確保して、それからゆっくりメンタル面も含めて話し合っ、生活が維持できるような形を、何かそういう仕組みをつくってほしいなと思っています。

それで、ちょっと田中さんの話に答えられるかどうかわかりませんが、やっぱり基本的には言いましたように屋根と仕事、しかも一定の収入というか生活が見込める、しかも1月後とか1年後になったらもうすぐクビでまた路上に戻るといふ恐怖感のないような仕事を何とか確保できないかなと思っています。

それと、仕事という形で無理な人に対しては、もっとアウトリーチ、福祉事務所のほうから出向いていって懇切丁寧にいろいろ話をしながら、路上で生活しないで済むような仕組みをつくっていただきたいなと思っています。

○金田座長

ありがとうございます。土居さん、手を挙げておられた、はい、どうぞ。

○土居

阪神大震災の折に、震災の1週間後に避難所の調査に参りましたときにその現場でお聞きしたことが、大阪、京都のホームレスの方が大挙避難所に移動してきたというようなことを聞きました。恐らくロコミで、避難所に行けばいいというようなロコミがあったと思うのですが、例えば鴨川で亡くなられた方々は、きのうまではお元気だったのに亡くなられたとか、それは1人だったからですよ。それで、震災のときに神戸にみんながロコミ

で移動したような、何かこうホームレスの方が連携を持って自立支援するような施策とか、そういう、グループ編成といったらおかしいですけども、何かそういった形での、ひとりぼっちではなくて何かいけるような方法というのは考えられないのでしょうか。ちょっと震災のことを思い出しまして、そう思いました。

○本田

震災でのそういう話は多分デマだと思いますが。私も阪神大震災の時は1月末には行ったのですが、実は神戸でも野宿していた人が亡くなったりしていますが、一番驚いたのは各避難所で言われたことです。昔からのホームレスとわしらは違うと、だからあんたらは避難所で物資をもらう資格はないと。もともと野宿していたからといって、小学校なんか避難所になったときに援助物資をもらえなかったんですよ。

そういうこともあって、京都に限らず全国から支援者が集まって、今は「神戸の冬を支える会」という団体がありますけれども、その前身になるような活動を始めました。日まわり・夜まわり活動といいましたが、とにかく震災の中で避難所からも追い出されて外で野宿している、そういう人たちに何とかいろいろ物資を届けたり、福祉的な援助を何とか、そういうようなお手伝いをしました。

京都なんかでも、やっぱりもっと例えば集まれる場があれば横のネットワークはつながるのですが、大阪なんかでしたら釜ヶ崎という地域は、地域としてその人がそこに住みながらまた野宿している人もいます。それで仕事も含めた一体感がある町なんですよ。

京都は、言うなれば橋の下でもせいぜい数人とか、桂川では多いのですが、桂川の上野橋の西側だったらもうちょっと多いですが、気が合った仲間同士で次の橋とか等の連携とかありましたけど、そのぐらいの連携しかなかったですね。それで私たちも当事者に呼びかけて、当事者のグループで「希望の会」というグループが今ありますけれども、自分たちで集まりを持って、それで何とか自分たちで自分たちの問題を解決していけるようにやっついていかないといけないのではないかと、そういう形で集まりを持っています。月に1回の炊き出しも当事者と私たちも一緒に手伝いますけど、京都市との話し合いとかも含めて月1回の集まりを持っています。

そういう中で、今、例えば自分たちでリサイクルショップの仕事おこしをするということもできてきているのですが、遅々たるものですが、少しずつそういう横の連携を持ってやっついていくような形で、全国的なつながりも含めて意識的にやっついていこうということで話し合っています。

○金田座長

ありがとうございます。

いろいろ承ってようやく実態の一端がわかってきたというような程度で、承っていてもそんな即効性のある話に、すぐはならなさそうで、ここのケースは非常に複雑な背景がありますし、屋根と仕事とおっしゃっていましたが、施設を充実するというような方向もこれは大切であるし、それから先ほど市と府の連携という話もありましたけれども、それも含めまして、それこそ本田様のように努力してくださっている方もおられるし、何かいろいろありますが、まだそんな急に方向性が一遍に見つかるようなことではとてもないと思うのですけれども、しかし先ほど話にありました連携というのも大切でありますし、こういうことを押しつけて大変恐縮ですけど、やはり市のほうにもいろいろとご尽力いただきまして、それから協力できることはもう協力しないといけないということは恐らく共通だと思うのですが、急に、こうすればいいというのは急にはかばかしい結論が出るわけもないと思いますけれども、ともかくきょうはその事実の一端を教えていただいたと、理解したと、まあ一端にすぎないかもしれませんが。

そういったような状況で、予定の時間もございますし、また府民会議としてもこういうご意見の状況は理解をしていただいて、今後反映させていただくといたしまして、本日の議論はちょっと中断させていただいてよろしいでしょうか。

何かどうしてもおっしゃりたいというのがございましたら。はい、どうぞ。

○田中

すいません、一言。

その第9条第2項の規定に基づいて、「国の基本方針や京都府が定める実施計画に即して、京都市の実情に合った施策を総合的かつ計画的に実施し、これによりホームレスの自立を積極的に支援する」と書いてあるのですが、この京都府の定める一時計画というのは、ここの中を見ますと、もう計画案5年間、ちょうど20年で終わっているように見受けたのですが、これは京都府さんはどういうふうになっているのでしょうか。あるいは資料として出せるようなものはなかったのでしょうか、あるいはあったのでしょうか。それだけお願いします。

○事務局（林田）

京都府におきましても同様に、京都府ホームレス自立支援等実施計画というものを平成16年8月に定めております。きょう、ちょっと資料のほうをおつけはしてないのですが、

といいますのは、広く京都府域全般にわたる、もちろん京都市域も含むわけですから全く無関係というわけではないのですけれども、というもので、もう少し広い意味で立てておるものは同様につくっております。

それでちょっと福祉の関係も含めまして、これは鴨川の管理の問題と、それから福祉やあるいは住宅、就労、いろんな観点がありますけれども、とりあえずきょうは府民会議ということで、鴨川の関係で私のほうからちょっとお話をとるか提案をさせていただければと思うのですけど。

確かになかなか難しい問題がありまして、すぐにこうすればということはないとは思いますが、今もいろいろお話をお伺いしてやっぱり連携をとということも、今、座長もおっしゃっていただいたとおり、あろうかと思しますので、その点でまた改めて京都市さんのほうとはお話をさせていただければというふうに思っております。

それから先ほど、ちょっと京都市さんのお話の中でも見直しのお話だとかもありましたけれども、同様に国の基本方針のほうが見直されまして、都道府県、京都府も同じように実施計画の見直しということの作業も今やっているところでもあります。それも含めましてまたお話をさせていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○金田座長

はい、わかりました。

ということで、この件は本日で方向性が急に定まるというものでもございませんし、また少し準備をしていただきまして、そのことをもう一度お話を承る機会を、議論する機会を持ちたいと思います。

それでは、ちょっと中途半端な意見交換になったかもしれませんが、予定している時間も残り少ないですので、報告事項に移らせていただいでよろしいでしょうか。

3 報告事項

(1) 鴨川条例規制条項施行後の状況について

○金田座長

それでは、報告事項の(1)は鴨川条例の規制条項の実施後の状況についてということですが、よろしく願いします。

○事務局(林田)

それでは、資料の3-1をごらんいただきたいと思います。

これも、これまで毎回状況報告をさせていただいているものですが、ちょっと月別集計も入れて今回状況の報告をさせていただきたいと思います。

冒頭、建設部長のほうから、ピークを過ぎてというような話もいたしましたけれども、4月から始めまして11月26日までの数字をここに入れさせていただいております。バーベキューと、それから花火につきましては、さすがに10月からはもう件数的にもほとんどなくなっている状況です。バイク等の乗り入れにつきましても、冷え込みと同時にぐっと件数は減ってきておりまして、やはり季節的なピークは少し過ぎているのかなというふうには思っております。

ただ、やっぱり放置自転車のほうは、大体おおむね月2回ずつ移動・保管という作業をしているのですが、まだ100台以上移動させているという状況が続いています。もう1回り2回り、見回りも鴨川の上流から下流までやっているのですが、なかなかすぐにはなくならないと。次の日にはまた並んでいるというような状況もありまして、引き続き、これも京都市の自転車の関係の部局のほうとは同日、同時間、同一場所で一齐にやろうというような話もさせていただきながら最近を進めておりまして、ちょっとその辺の効果の度合いも見ながらまた進めていきたいというふうに思っています。

バーベキュー、花火についてはおさまってはおりますので、また啓発は続けながら来年につないでいきたいというふうに思っております。

資料3-1については以上ですけれども。

○金田座長

市と同時に、それこそ連携をとりながらやったださっているようですが、報告事項でございますが、何か質問がございましたら、よろしいですか。

それでは、また引き続きどうぞよろしくお願いをいたします。

(2)「鴨川四季の日」について

○金田座長

それでは、報告事項の2番目、「鴨川四季の日」についてということですが、お願いいたします。

○事務局（林田）

次に、この資料3-2をごらんいただきたいと思います。「鴨川四季の日」についてということで、四季の日の秋と、それから最後にちょっと冬の間を載せております。

鴨川四季の日、秋につきましては、いろいろ関連事業をPRするほかに、鴨川の合同クリーンハイクにこのメンバーの方にもご参加いただけませんかということ、前回の府民会議のときにもお願いをしてお集まりいただきました。

府民会議ということで、写真で少し見えるかもしれませんが、鴨川条例という紫のちょっと派手目のたすきをかけていただいて参加をいただきました。ありがとうございます。これも何かのPRの一つになったのかなというふうに思っております。

当日、私たちだけではなくて、ほかの団体さんも合わせると1400名という、非常に多くの方が鴨川を一斉に清掃をしていただいたということで、こういうところでたすきもかけて、のぼりや横断幕もつけていただいたりということもやりましたけれども、PRも含めた活動になったのではないかというふうに思っております。

それから次に関連事業ということで、裏面ですけれども見ていただきますと、「鴨川探検！再発見！」ということで、これは夏の日にちょっと絡めて、鴨川の自然観察、魚釣りとかもしていただいたのですが、秋には秋で、糺の森を中心とはしておりましたけれども、歴史探訪、鴨川に関連したものということで、これもやらせていただきました。それから11月12日から16日の間なのですが、京都府庁の旧館で一般公開をやっておりまして、この場所の一角を借りまして、ここに鴨川関連の写真ですとかポスター関係をいろいろ展示させていただいています。先ほど座長のほうからも紹介がありましたように、鴨川の秋の風景のパネルをこの入り口の前のところに並べております。写真にも少し写っていますけれども。そういう鴨川のきれいな景色なんかの紹介もここでさせていただきました。

以上が鴨川の四季、秋の関係なのですが、一番最後のところに「鴨川四季の日～冬～」ということで書かせていただいています。この冬につきましては、何に着目しようかということ、いろいろ考えたのですが、冬には渡り鳥が非常に多いということで、鴨川の鳥ということで、この鴨川の魅力を紹介していければなというふうに思っております。

それで一つ、これはまた鴨川探検シリーズばかりになってしまうのですが、今度は平成21年2月15日に予定をしておるのですが、「水辺の野鳥観察会」ということで、これも鴨川の四季、冬に関連をしてできたらというふうに思っております。これもメンバーの中村さんにもちょっとご協力をいただいて実施をしたいというふうに思っております。

また同様に、この鴨川の冬に関連したほかの催し、あるいは鳥に関する探鳥会なんかもあるかもしれませんが、そういったものも広く紹介をしていければなというふうに思っておりますので、またよろしくお願いをいたします。以上です。

○金田座長

ありがとうございます。

これもまた報告事項ですが、何かご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

○堀

すいません、ちょっとだけいいですか。

○金田座長

はい、どうぞ。

○堀

2つあるのですけれども、鴨川でバイクがとまって置いている人がいたので注意したら、バイクを乗り入れたのと違うと、押して入ったと言われたんですが、だけどずっと見ていくわけにいかないの、そうですかと言って、乗り入れしないでくださいということは言ったのですけどね。押して入るのはオーケーなのかどうかということです。

それからもう一つ、鴨川の四季の日の冬という、京都市はノルウェーと同じぐらい木が多いらしいです。北欧と一緒にぐらい。ですから、京都市の特徴はやっぱり木が多いということ、確かに京北町とかあっちのほうも入ったせいもあるんですけどね、僕もこの間それを聞いて初めて認識したのですけれども、木が多いのが特徴ですよ。鴨川の周囲も木は結構ありますけれども、大分傷んでいる木もありますので、冬のときに葉が落ちた木がいろいろ、冬の木というのもまた趣がありますので、冬の日にも木々も紹介していただければと思います。

○金田座長

ありがとうございます。

そのバイクを押したらどうのこうのというのはちょっと。何かご意見ございますでしょうか。

○事務局（林田）

私どもも巡回だとか指導だとかしているときに同じようなことを言われるのですけれども、条例上の定めとしては押して入るのも禁止をしています。その感じになって、自分がおとり押しているから大丈夫だということも通用しません。

ただ、そうやって行為者というとなれなのですが、お話しいただくのは非常にありがたいし、そういうのも大切なのかなとは思いますが、いろんな方がいらっしゃるの、身の危険を冒してまでというところちょっと非常に私どもも心苦しいので。

もし、そういう状況になるような場合でしたら、すぐに引き下がっていただくんですね、こちらの京都府のほうにまず連絡をしていただいて、あとを任せていただくということも含んでお願いできたらというふうに。本当に暴力的な場合は、我々すぐに警察のほうになるかもしれませんけれども、やっていただければなというふうに思います。

○金田座長

ありがとうございます。そういうことですので、どうぞお気をつけて、正しい条例の趣旨はそういう運用をしているということでございますので、どうぞよろしく願いをいたします。

それからまた、野鳥とともに木々にも若干の注意をというご希望でございますので、それもどうぞよろしく願いをいたします。

そうしましたら、本日準備しておりました議題は以上でよろしいでしょうか。事務局のほうに司会をお返しいたします。どうもありがとうございました。

○事務局（森）

金田座長、どうもありがとうございました。

本日の貴重なご意見を参考にさせていただきまして、鴨川を美しく親しまれるものとして次の世代に引き継いでいくため、鋭意、施策を進めてまいりたいと存じます。

皆様には、次回からも引き続き活発なご議論を賜りますことをお願い申し上げます。

次回の日程は、来年2月を予定してございます。事務局で調整の上、改めてご連絡申し上げますのでよろしくお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会させていただきたいと存じます。

どうも長時間にわたりましてありがとうございました。